

第3期関ヶ原町 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

子どもが健やかに育ち
安心して子育てができるまち



令和7年3月
関ヶ原町

本計画の策定にあたって

本町は歴史と自然が織りなす魅力あふれる町です。また、全国的な知名度を誇る「関ヶ原古戦場」をはじめとする地理的・歴史的な要所として、美しい自然に囲まれ、子どもたちが健やかに育つ環境を目指してきました。

しかしながら、少子高齢化、特に子どもを産む親世代の減少傾向が大きな課題です。この課題に対して、人口を維持しながら、子ども・子育ての支援をしていくことが求められています。

本町では、これまで「第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育サービスの充実や子育てに関する経済的支援など、様々な支援に取り組み、認定こども園と子育て支援センター等を併設した子育て支援拠点施設の整備を進めています。今後も引き続き、親世代のサポートと、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるような支援策を進めてまいります。

このたび、第2期計画が令和6年度で期間満了となることから、「第3期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

本計画は、アンケートなどから得た子育て家庭の環境変化や新たなニーズに対応し、子どもと子育て家庭への支援を総合的かつ計画的に推進するために策定いたしました。子育て家庭への切れ目ない支援を提供し、地域全体で子どもを見守る体制を推進します。また、第1期・第2期計画で定めた「子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち」の理念や方向性を引き継ぐとともに、子どもたちの成長を支え、未来への夢と希望をもてるまちづくりを目指します。

本計画の実効性を高めるためには、町民、地域、事業者、行政などの関係者が密接に連携し、本計画の施策を推進していくことが重要です。より一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました関ヶ原町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様並びに関係者に心から感謝申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

令和7年3月

関ヶ原町長 西脇 康世



目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3
5 計画の策定体制	3
第2章 関ヶ原町の現状	5
1 関ヶ原町の状況	5
2 アンケート調査結果からみえる現状	13
3 第3期計画に向けた現状と課題	24
第3章 計画の基本理念、基本目標.....	26
1 基本理念	26
2 基本的な視点	27
3 基本目標・施策の方向性	29
基本目標1 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう	29
基本目標2 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう	31
基本目標3 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう	35
基本目標4 安心して子育てのできるまちをきずこう	36
4 施策の体系	40
第4章 教育・保育等の量の見込みと確保方策、実施時期 ..	41
1 量の見込みと確保方策の考え方	41
2 推計児童数	44
3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	45
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項	48
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	48
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	49

第5章 計画の推進に向けて	64
1 施策の実施状況の点検	64
2 計画の進捗状況の公表	65
3 町民・企業・関係機関との連携	65
資料編	66
1 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例	66
2 関ヶ原町子ども・子育て会議委員名簿	67
3 策定経過	68
4 用語解説（50音順）	69

1 計画策定の背景

我が国の子どもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化し、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなどの家庭問題、地域社会のつながりの希薄化に関する問題は依然として解決すべき課題となっています。また、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

このような社会情勢を背景に、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。また、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

近年の重要な展開として、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要であるとされています。

岐阜県では、令和2年度から「第4次岐阜県少子化対策基本計画」のもと「結婚や出産の希望がない、男女ともに活躍しながら安心して子どもを生み育てることができる岐阜県」を目指し、「子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり」「若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり」「働きながら子育てしやすい環境づくり」「地域で子育てを支え合う仕組みづくり」の4本柱で、少子化対策に取り組んでいます。

2 計画策定の趣旨

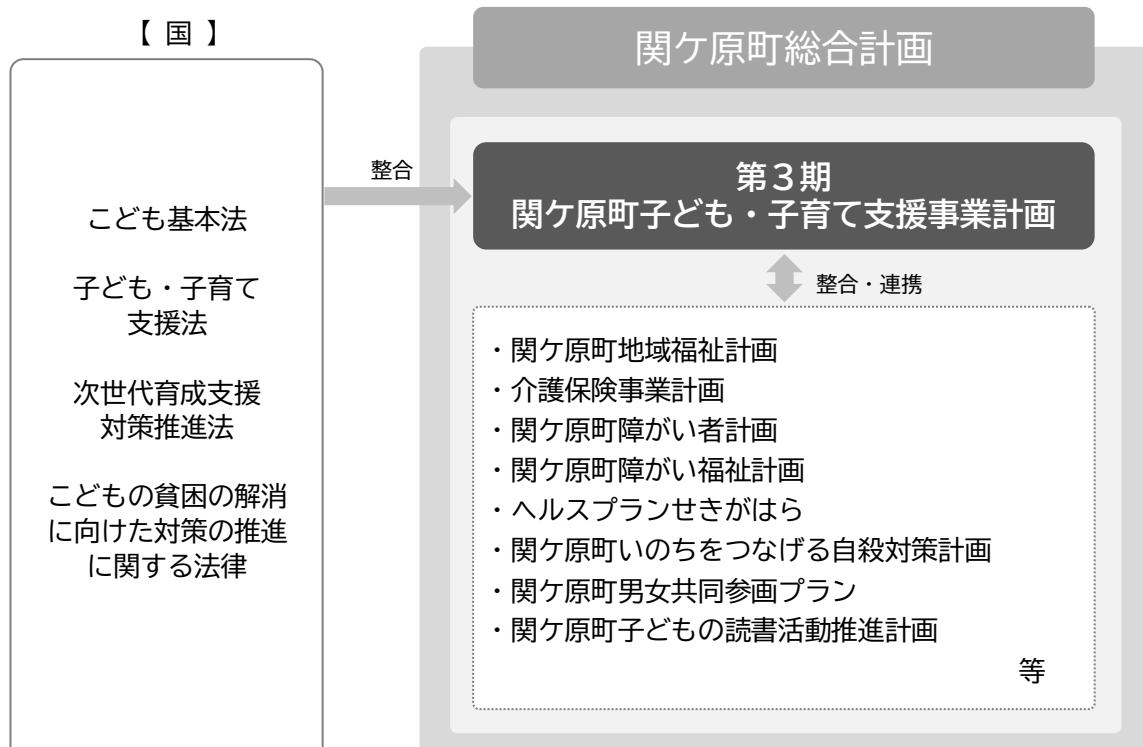
本町は、令和2年3月に「第2期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これから関ヶ原町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指してきました。

この度、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため「第3期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢や国の動向を踏まえ、各計画と連携しながら、こども計画を見据え、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指します。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、関ヶ原町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。さらに、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」を勘案した対策に係る町の方針としての位置付けを含むものです。



4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

計画期間

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期 計画						次期計画
第3期 関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画						

5 計画の策定体制

(1) 町民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るために、国から示された調査項目及び集計方法に基づき「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

就学前児童保護者：関ヶ原町在住の小学校に就学前の子どもがいる家庭

小学生保護者：関ヶ原町在住の小学校1年生から6年生の子どもがいる家庭

② 調査期間

令和6年1月9日～令和6年1月26日

③ 調査方法

就学前児童保護者：認定こども園を通じた配布・回収、郵送による配布・回収

小学生保護者：小学校を通じた配布・回収、郵送による配布・回収

④ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	220通	79通	35.9%
小学生保護者	180通	144通	80.0%

(2) 関ヶ原町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、現に子育てをしている保護者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「関ヶ原町子ども・子育て会議」において計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年12月にパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

① 募集期間

令和6年12月27日～令和7年1月27日

② 閲覧方法

町ホームページ 及び 住民課

③ 提出できる方

町内に在住 または 在勤の方

④ 提出方法

意見書に住所、氏名を記入のうえ、意見書を住民課へ提出（「郵送」、「FAX」、「E-mail」による提出可）

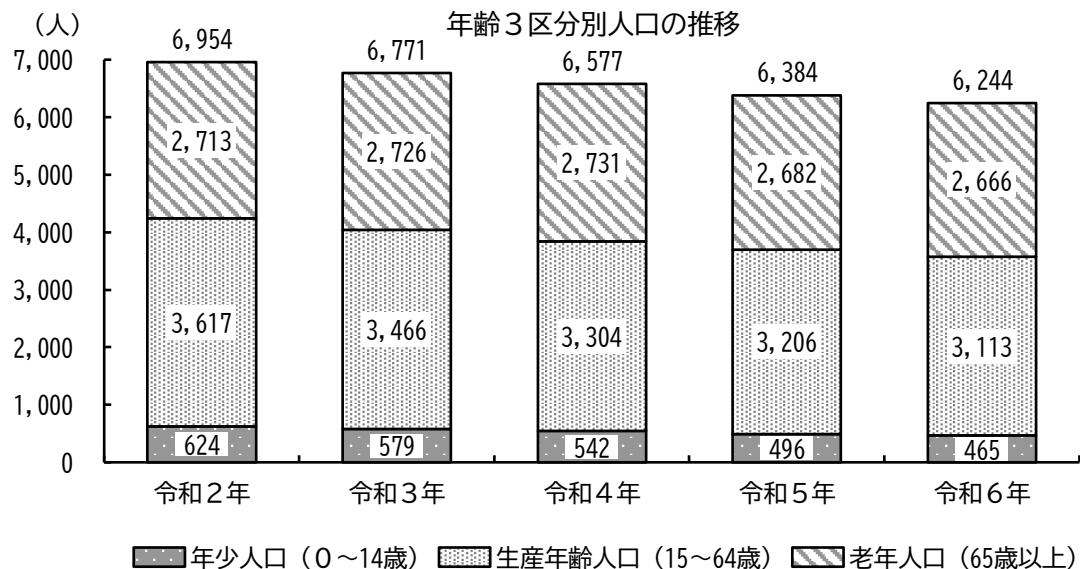
1 関ヶ原町の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で6,244人となっています。

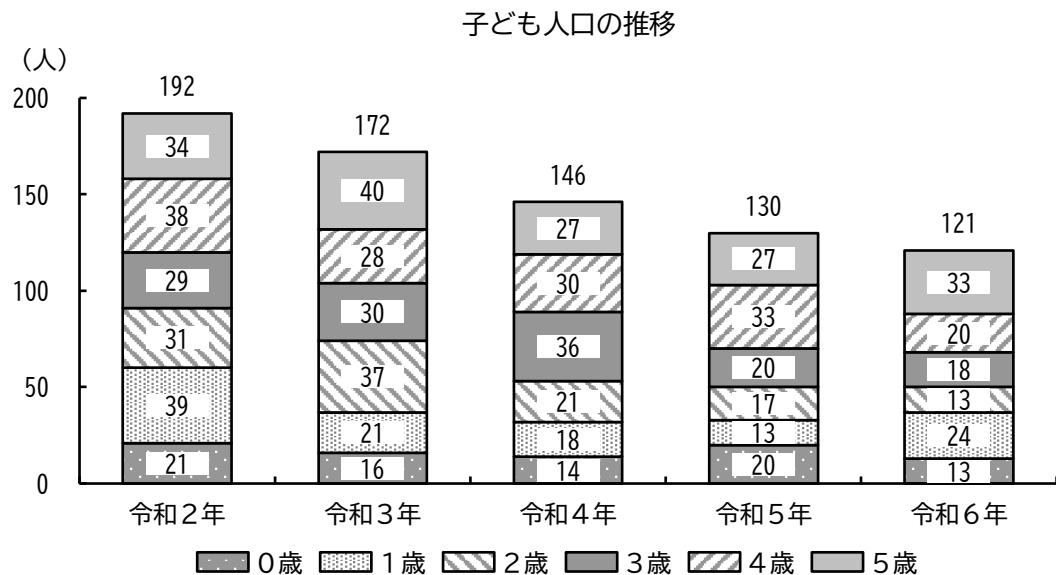
また、年齢3区別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少し、少子化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

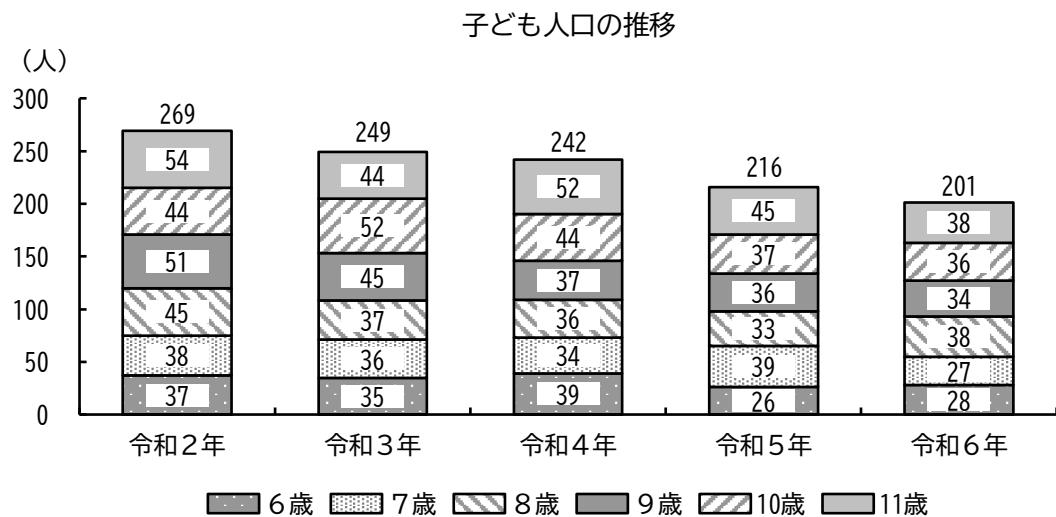
本町の0歳から5歳の子ども人口は、年齢によっては増減しているものの、全体で令和2年以降減少しており、令和6年3月末現在で121人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口についても令和2年以降年々減少しており、令和6年3月末現在で201人となっています。



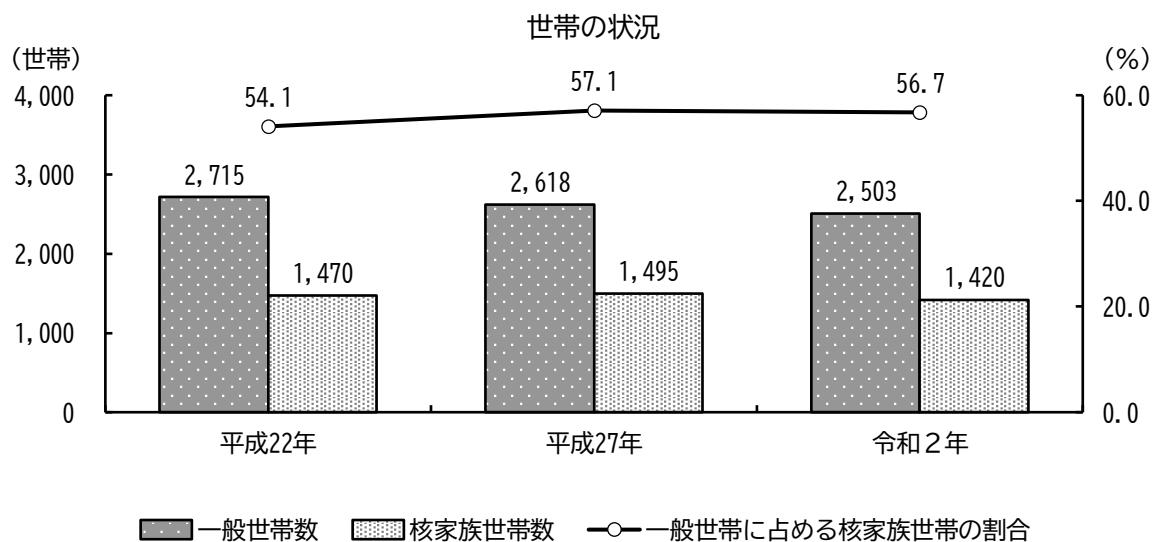
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本町の一般世帯数は年々減少していますが、核家族世帯数は増減を繰り返しており、令和2年における一般世帯は2,503世帯、核家族世帯は1,420世帯となっています。

また、一般世帯に占める核家族世帯の割合はほぼ横ばいとなっており、令和2年には56.7%となっています。



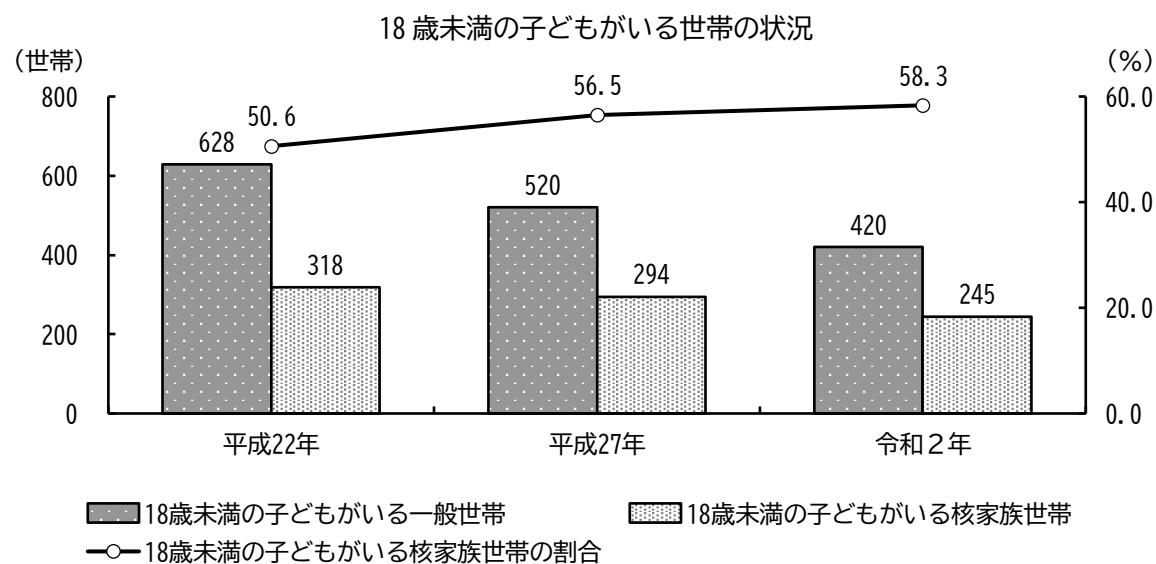
資料：国勢調査

* 一般世帯：主に住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者などを指す。

* 核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯などを指す。

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

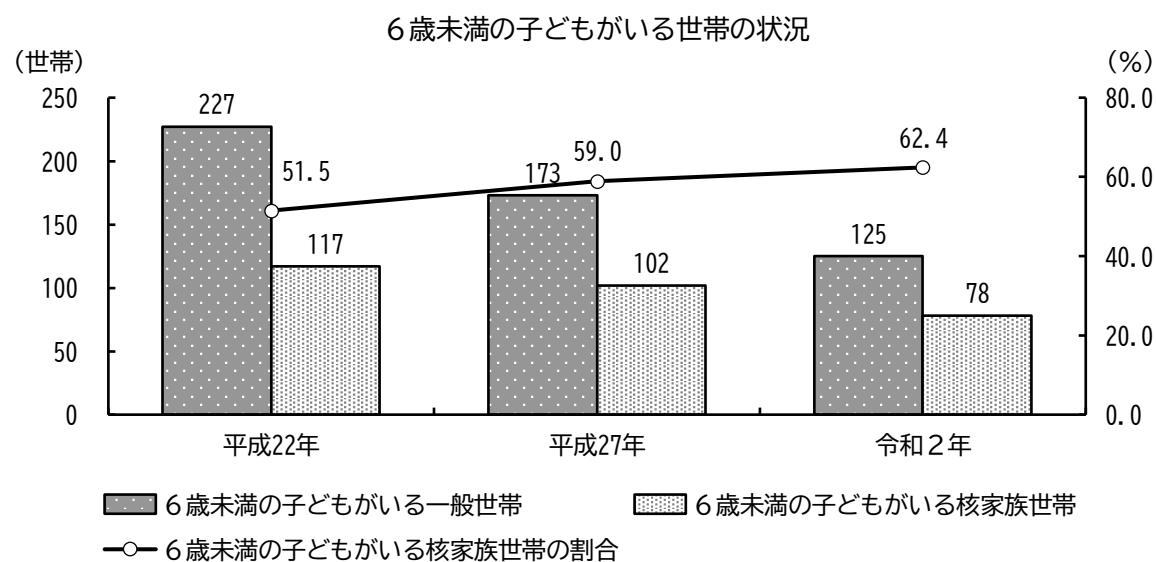
本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数と、本町の18歳未満の子どもがいる核家族世帯数は、ともに減少しているものの、核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

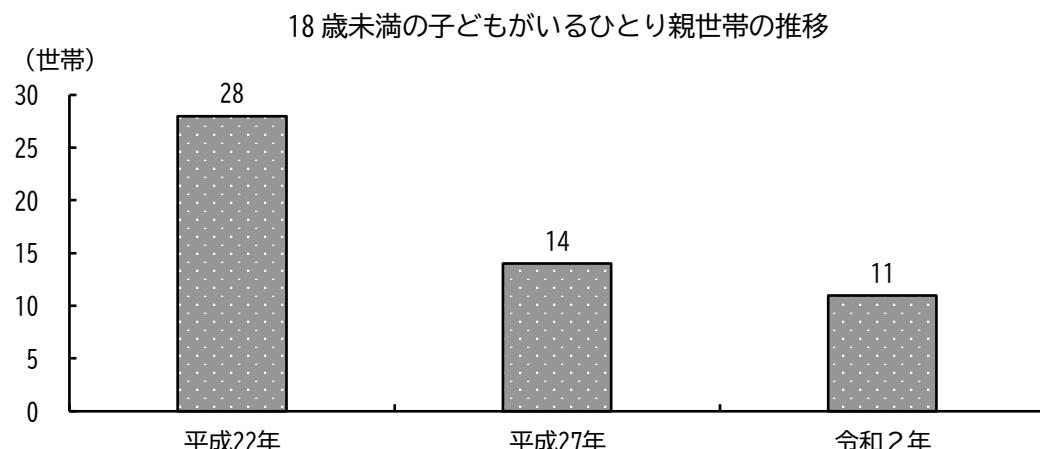
本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数と、本町の6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は、ともに減少しているものの、核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

人口減少を背景に、本町の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯は年々減少し、令和2年に11世帯となっています。

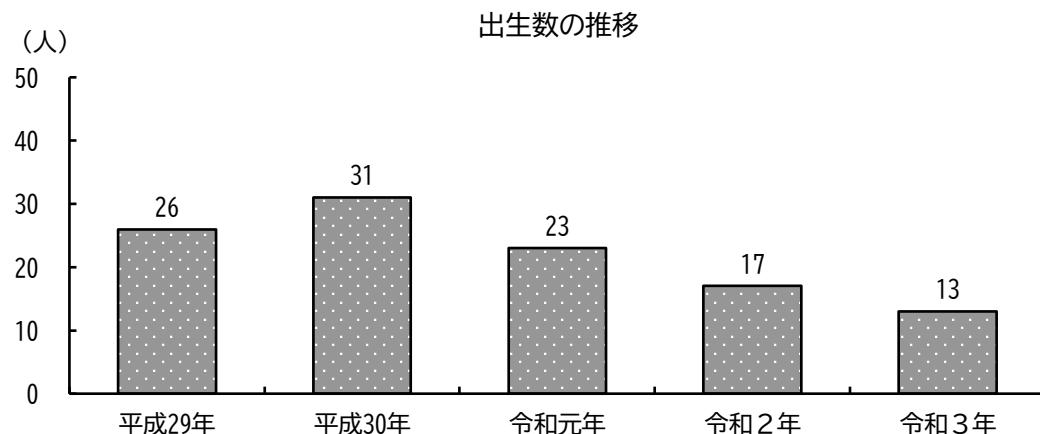


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

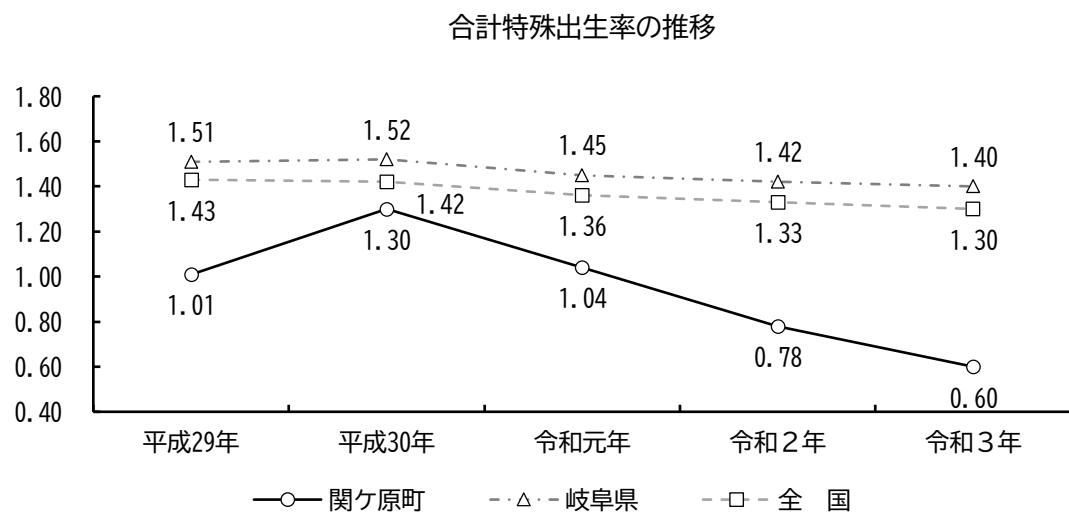
本町の出生数は平成30年をピークに年々減少しており、令和3年で13人と、平成29年以降で最も少なくなっています。



資料：衛生統計年報

② 合計特殊出生率*の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本町の合計特殊出生率は平成30年をピークに減少傾向にあり、令和3年で0.60となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

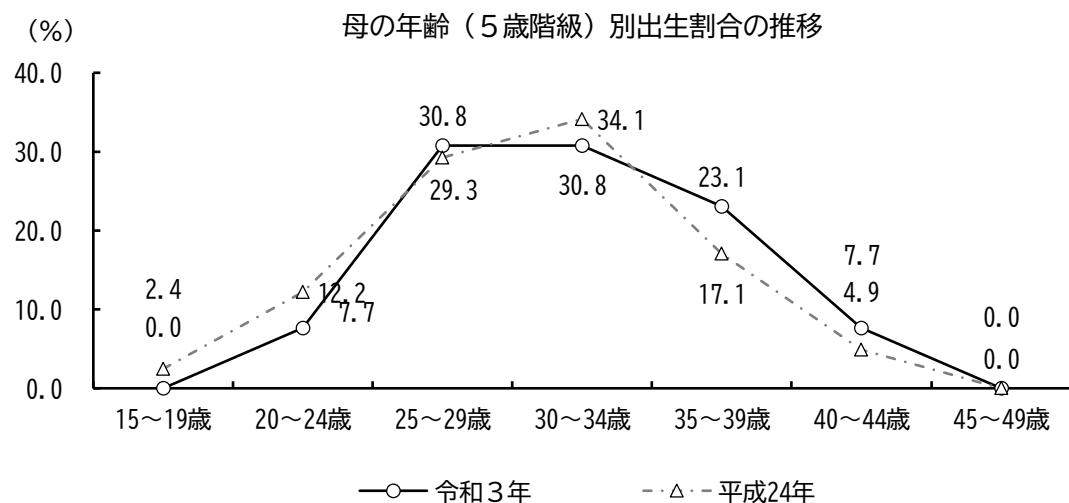


資料：町) 西濃地域の公衆衛生
全国、県) 人口動態統計

* 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯何人の子どもを生むのかを推計したもの。

③ 母親の年齢別出生割合の推移

本町の母親の年齢別出生割合の推移をみると、平成24年に比べ令和3年で、35～44歳の割合が増加しています。

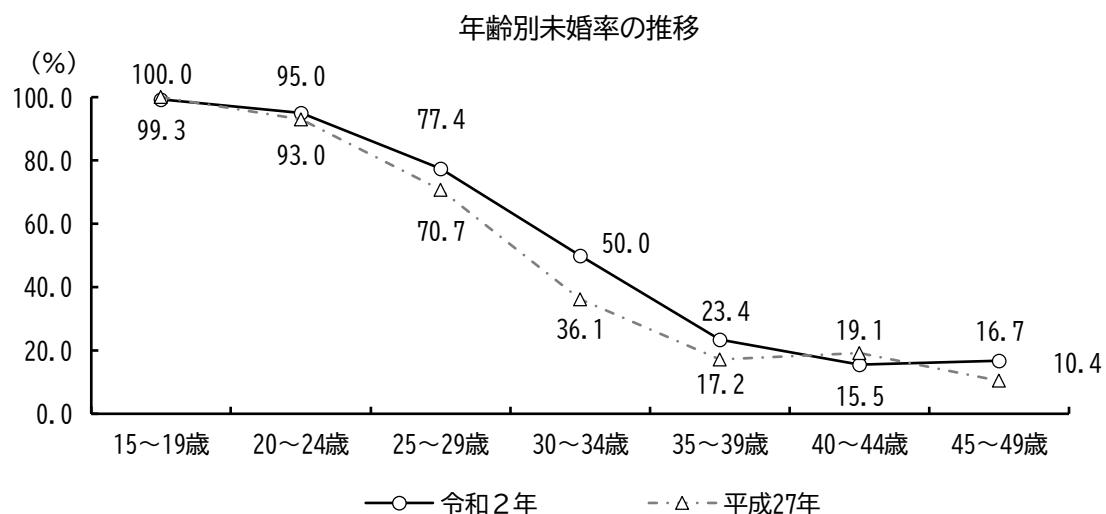


資料：衛生統計年報

(4) 未婚・既婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成27年に比べ令和2年ではほぼすべての年代で未婚率が上昇しています。

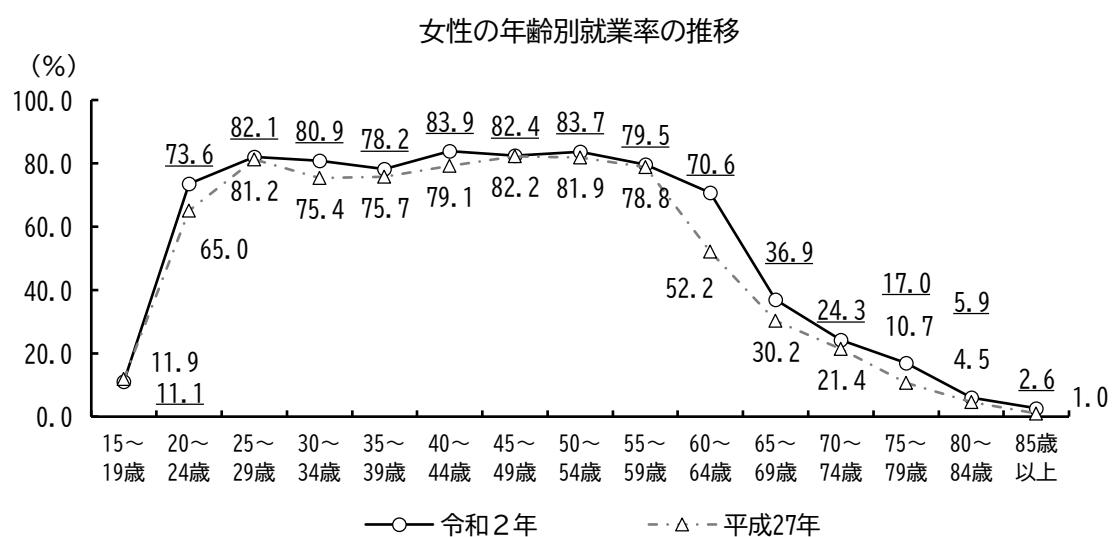


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

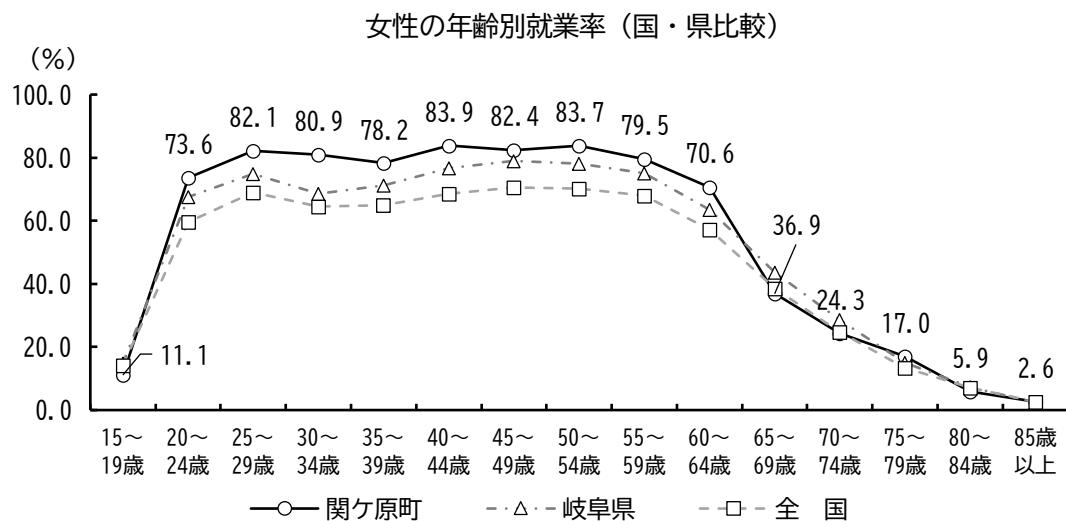
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていましたが、令和2年ではM字カーブが緩やかになり、60歳以上の就業率が上昇しています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

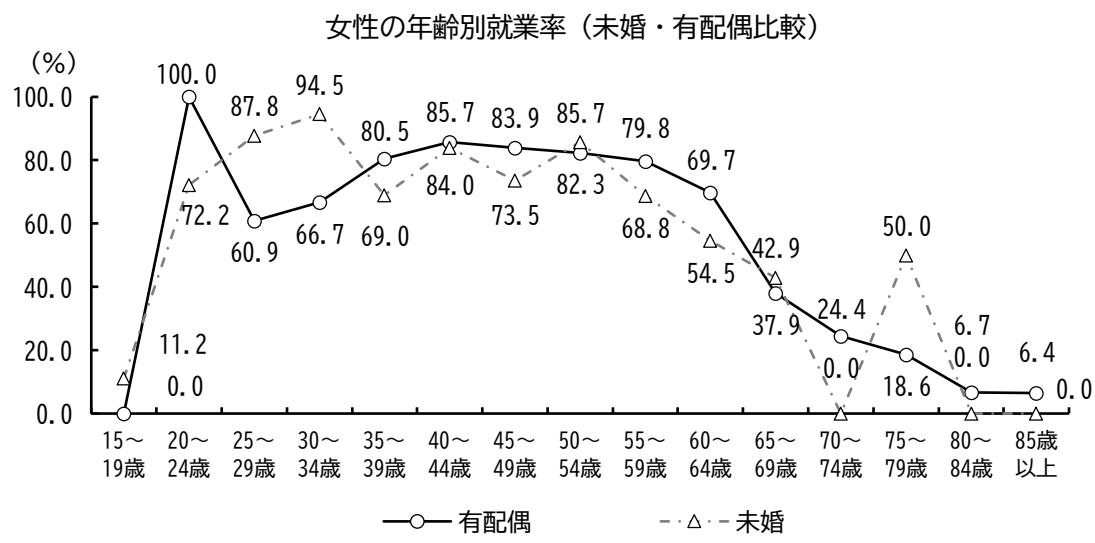
本町の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、20歳～64歳まで全国、県より高くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

③ 女性の年齢別就業率（未婚・有配偶比較）

本町の令和2年の女性の未婚・有配偶別就業率をみると、特に25～34歳において未婚者に比べ有配偶者の就業率が低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

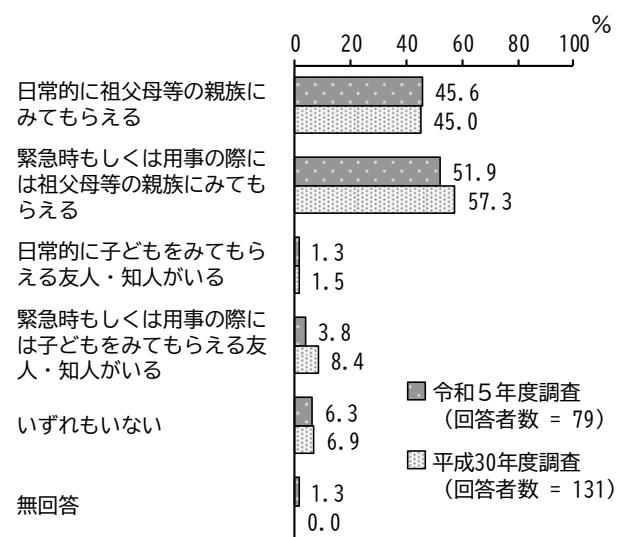
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時に子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が51.9%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が45.6%となってています。

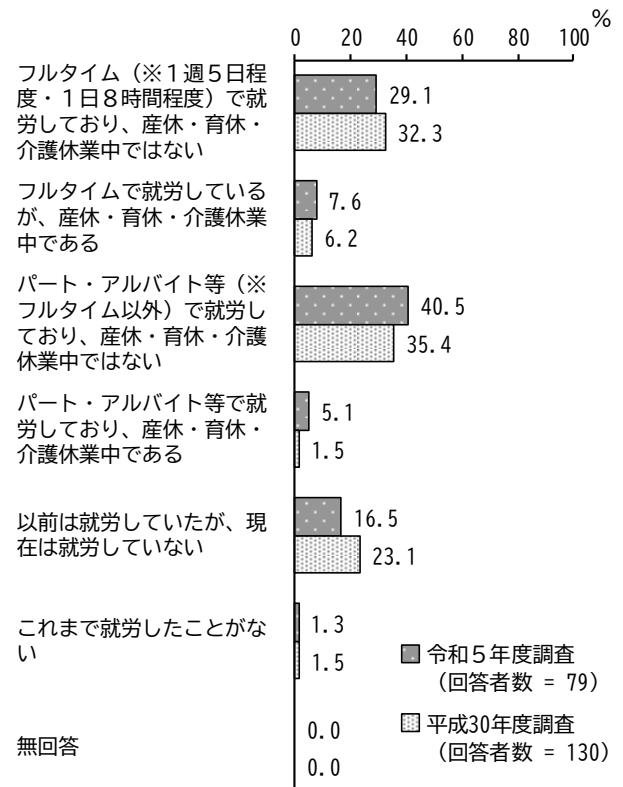
平成30年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少しています。



② 母親の就労状況

「パート・アルバイト等（※フルタイム以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が40.5%と最も高く、次いで「フルタイム（※1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が16.5%となっています。

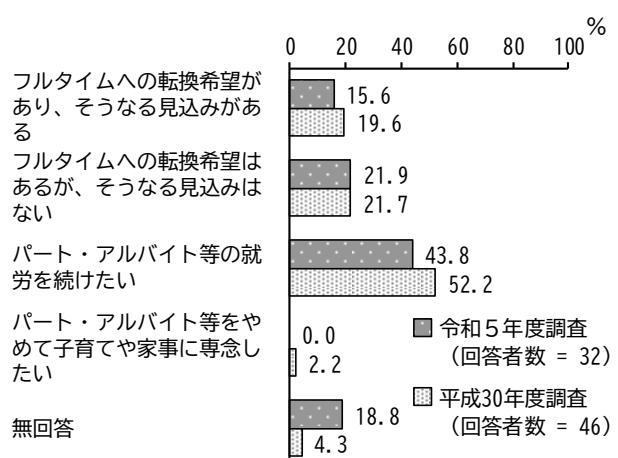
平成30年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（※フルタイム以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等の就労を続けたい」の割合が43.8%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、そうなる見込みはない」の割合が21.9%、「フルタイムへの転換希望があり、そうなる見込みがある」の割合が15.6%となっています。

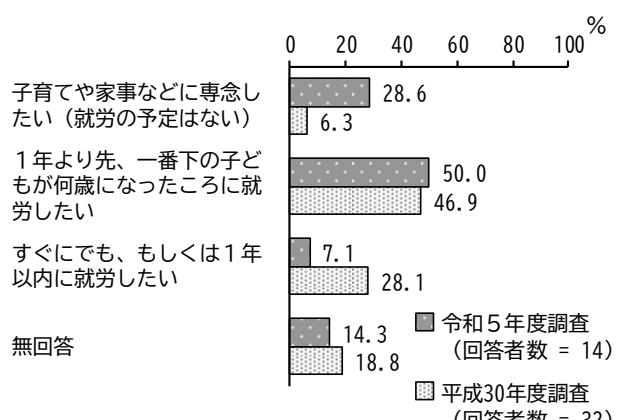
平成30年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等の就労を続けたい」の割合が減少しています。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが何歳になったころに就労したい」の割合が50.0%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が28.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が増加しています。一方、「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」の割合が減少しています。

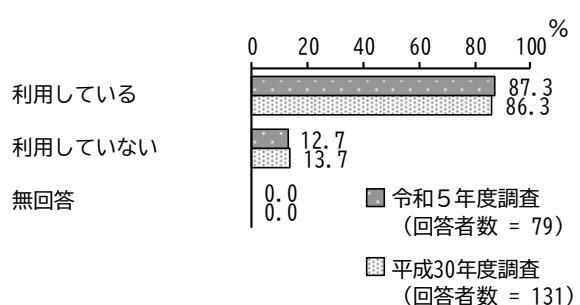


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が87.3%、「利用していない」の割合が12.7%となっています。

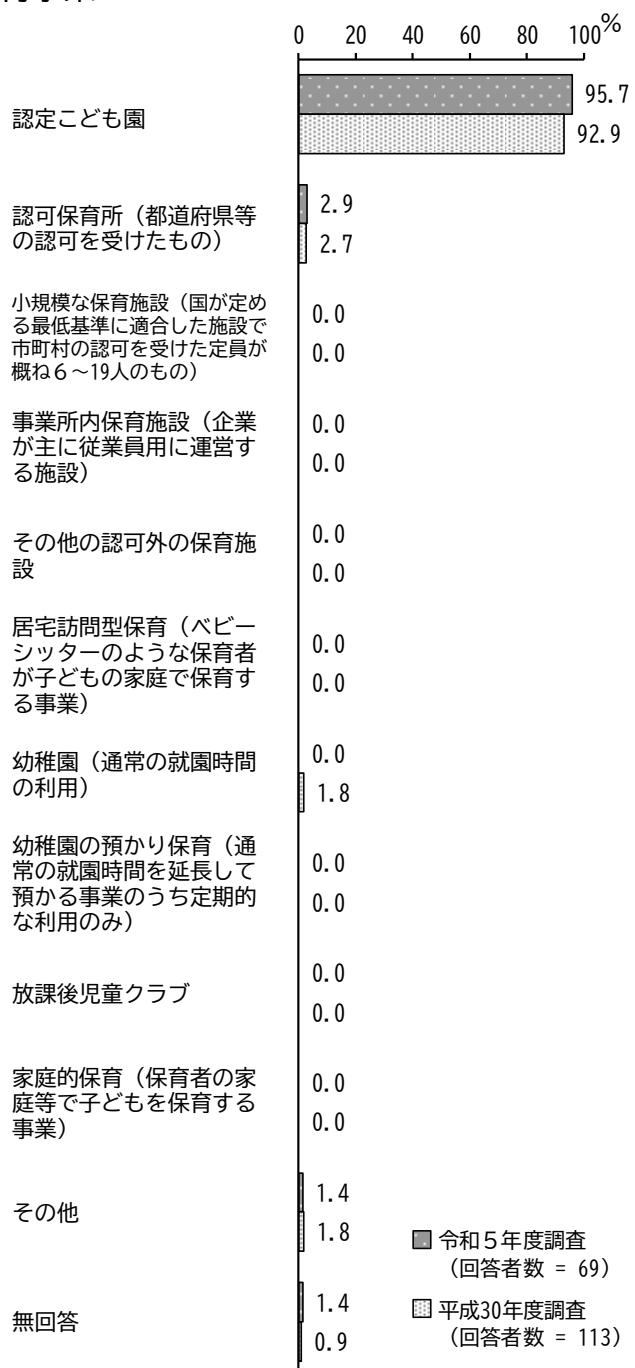
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認定こども園」の割合が95.7%と最も高くなっています。

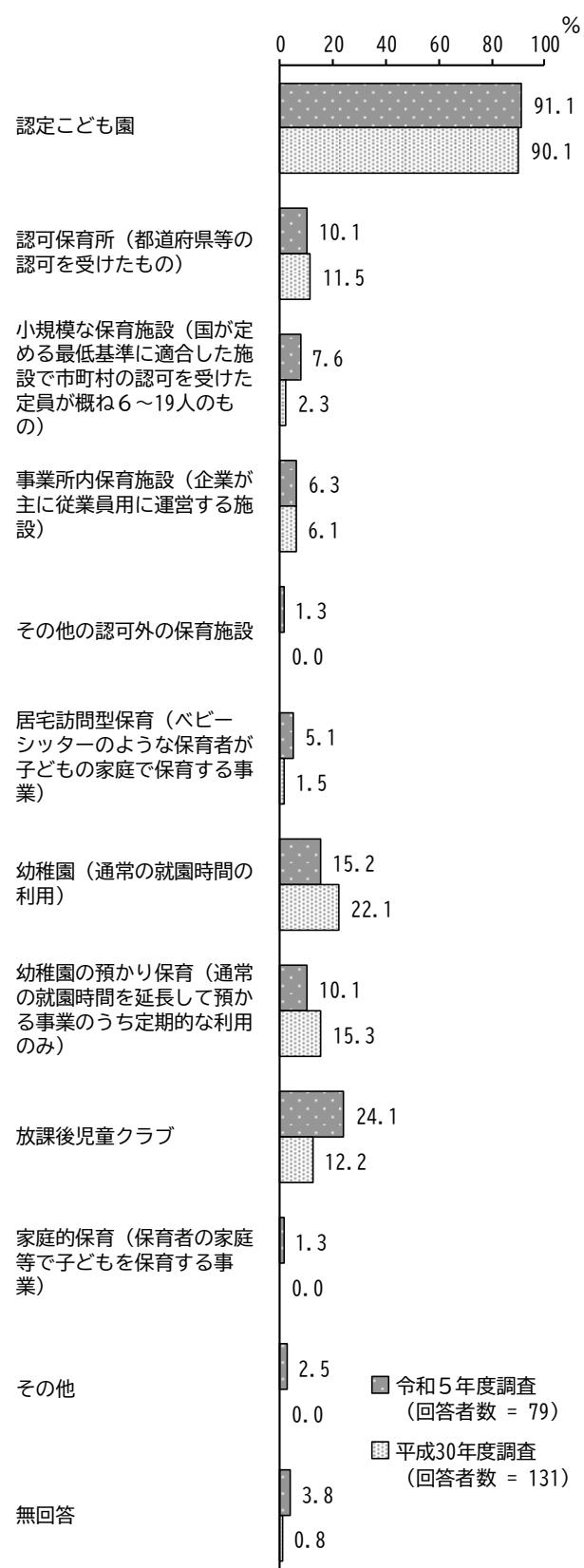
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認定こども園」の割合が91.1%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」の割合が24.1%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が15.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6～19人のもの）」「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が減少しています。

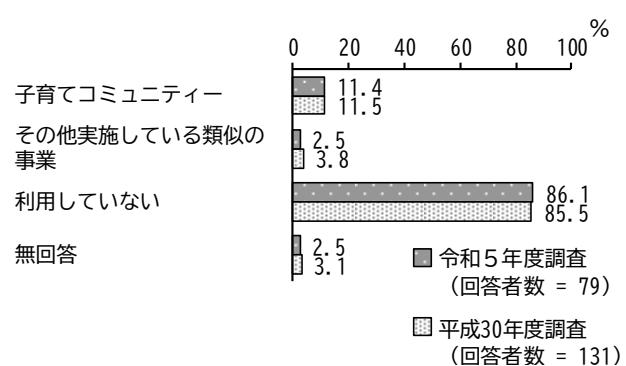


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」の割合が86.1%と最も高く、次いで「子育てコミュニティー」の割合が11.4%となっています。

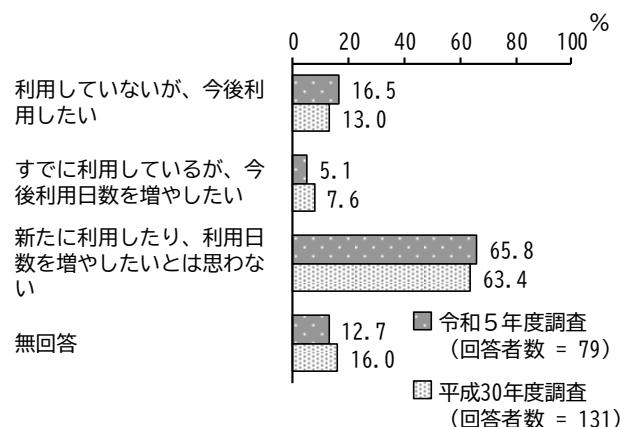
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が65.8%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が16.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

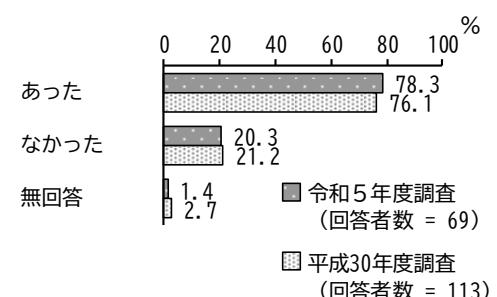


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が78.3%、「なかった」の割合が20.3%となっています。

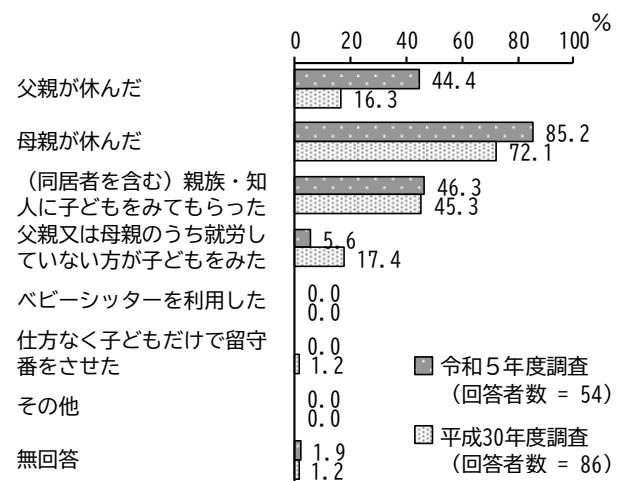
平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が85.2%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が46.3%、「父親が休んだ」の割合が44.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父親が休んだ」「母親が休んだ」の割合が増加しています。一方、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が減少しています。

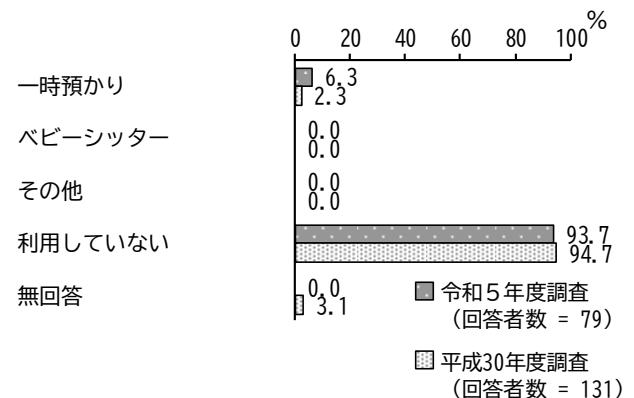


（5）一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

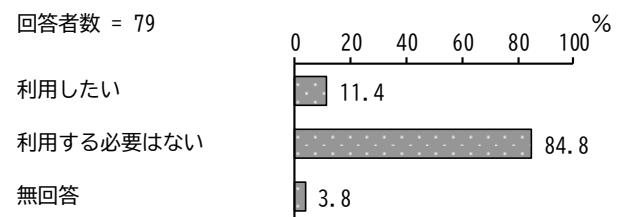
「利用していない」の割合が93.7%と最も高くなっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 保護者の用事により子どもを泊りがけで家族以外に見てもらうこと等の有無とその時の対応

「利用したい」の割合が11.4%、「利用する必要はない」の割合が84.8%となっています。

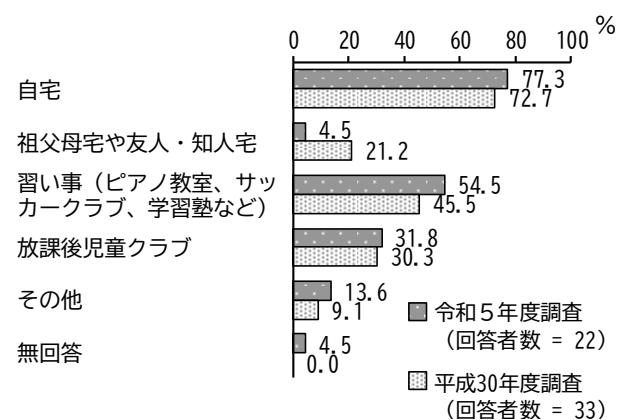


(6) 小学校就学後の過ごさせ方について

① 就学前児童保護者が小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が77.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が54.5%、「放課後児童クラブ」の割合が31.8%となっています。

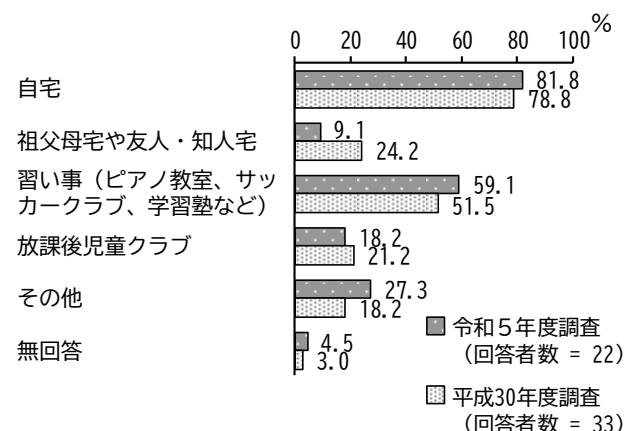
平成30年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者が小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が81.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が59.1%、「放課後児童クラブ」の割合が18.2%となっています。

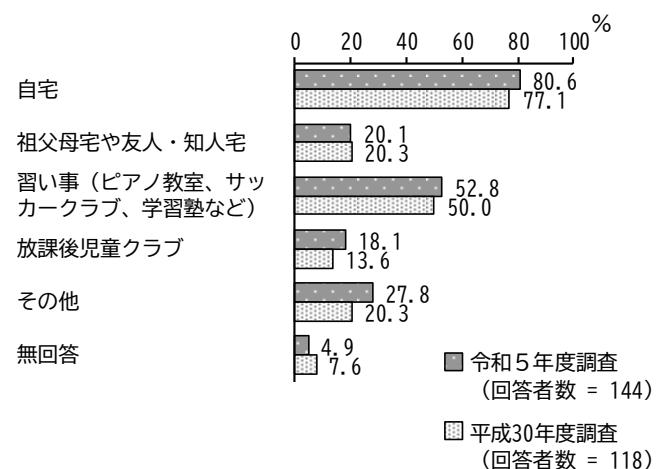
平成30年度調査と比較すると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。



③ 小学生児童保護者が小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が80.6%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が52.8%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が20.1%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

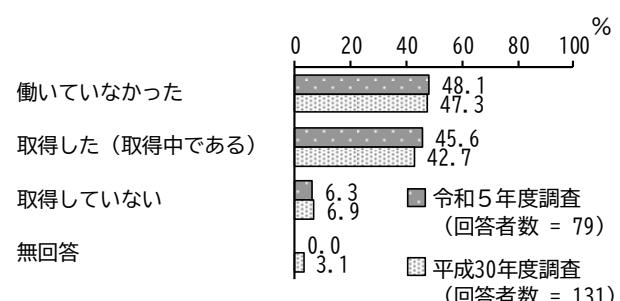


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が48.1%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が45.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

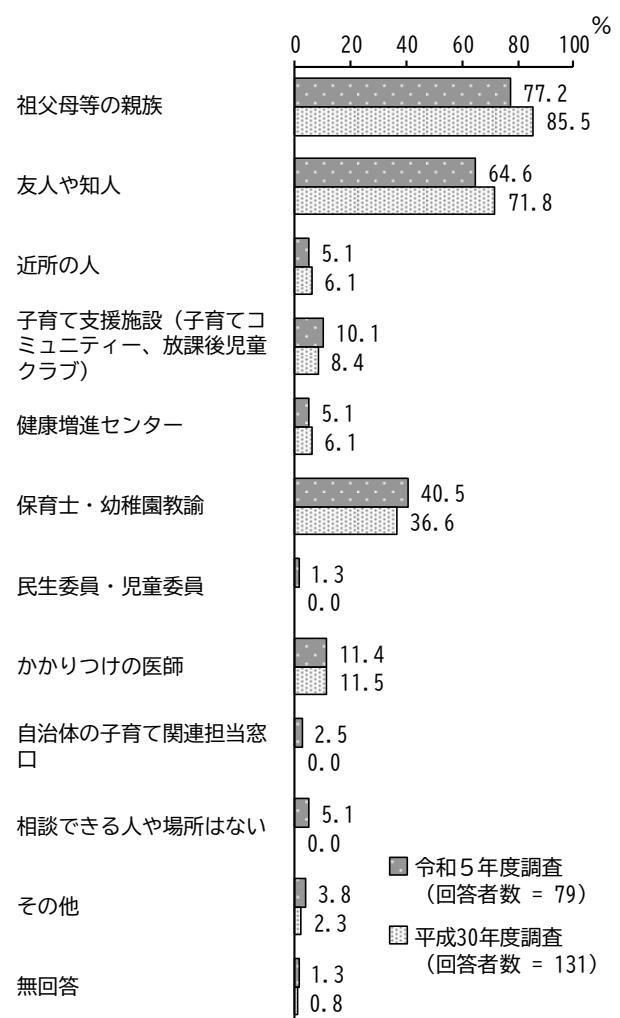


(8) 相談の状況について

① 就学前児童保護者が気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が77.2%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が64.6%、「保育士・幼稚園教諭」の割合が40.5%となっています。

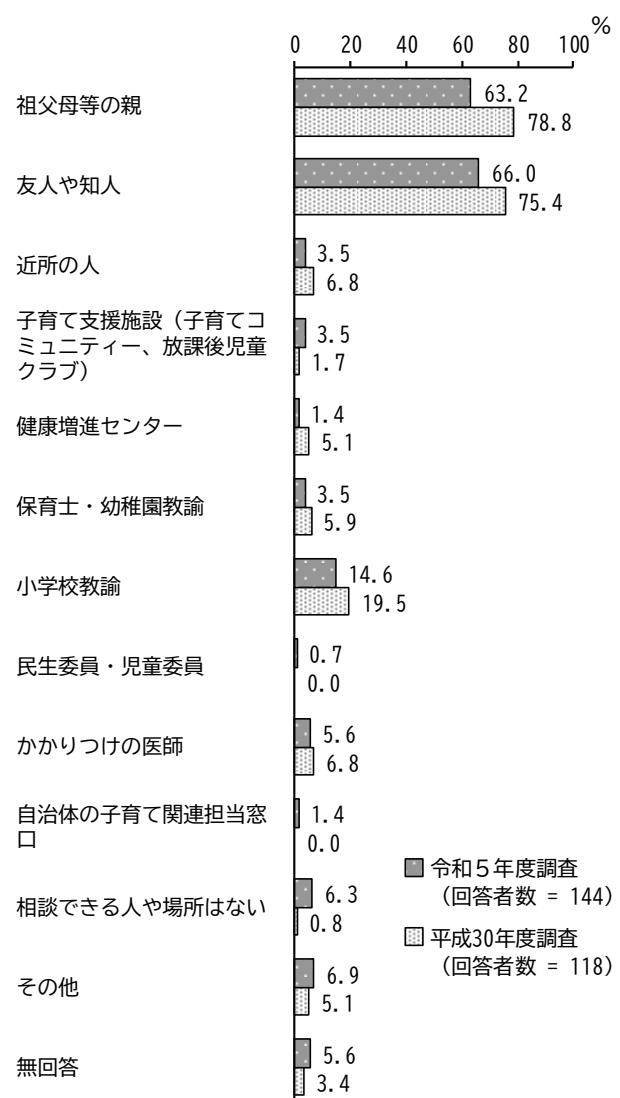
平成30年度調査と比較すると、「相談できる人や場所はない」の割合が増加しています。一方、「祖父母等の親族」「友人や知人」の割合が減少しています。



② 小学生児童保護者が気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が66.0%と最も高く、次いで「祖父母等の親」の割合が63.2%、「小学校教諭」の割合が14.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「相談できる人や場所はない」の割合が増加しています。一方、「祖父母等の親」「友人や知人」の割合が減少しています。

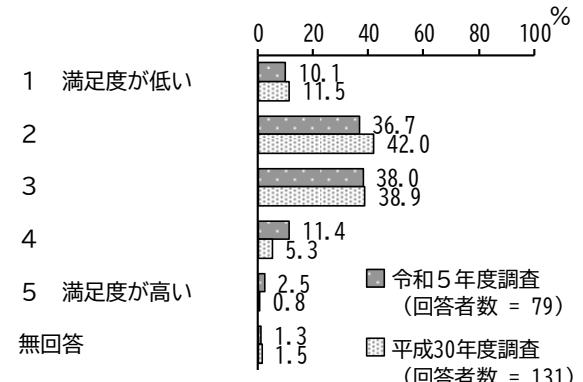


(9) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

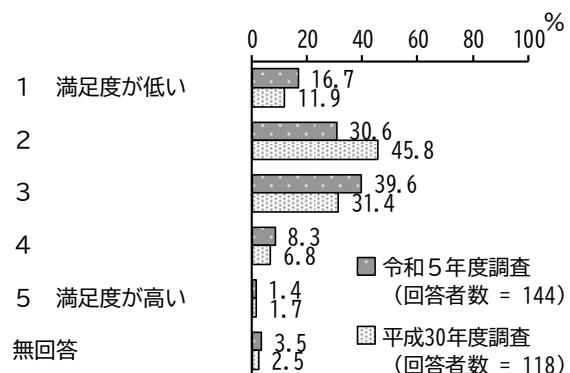
「3」の割合が38.0%と最も高く、次いで「2」の割合が36.7%、「4」の割合が11.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「4」の割合が増加しています。一方、「2」の割合が減少しています。



② 小学生児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

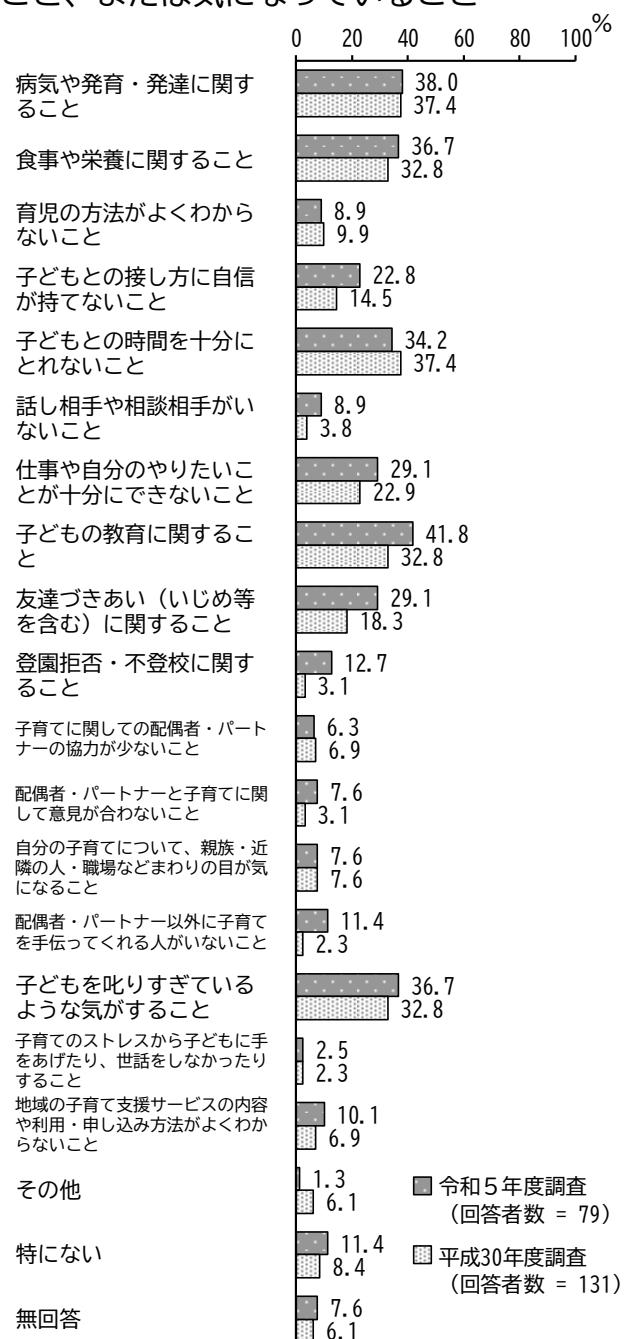
「3」の割合が39.6%と最も高く、次いで「2」の割合が30.6%、「1 満足度が低い」の割合が16.7%となっています。平成30年度調査と比較すると、「3」の割合が増加しています。一方、「2」の割合が減少しています。



③ 就学前児童保護者の日ごろ悩んでいること、または気になっていること

「子どもの教育に関するこ」の割合が41.8%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関するこ」の割合が38.0%、「食事や栄養に関するこ」、「子どもを叱りすぎているような気がすること」の割合が36.7%となっています。

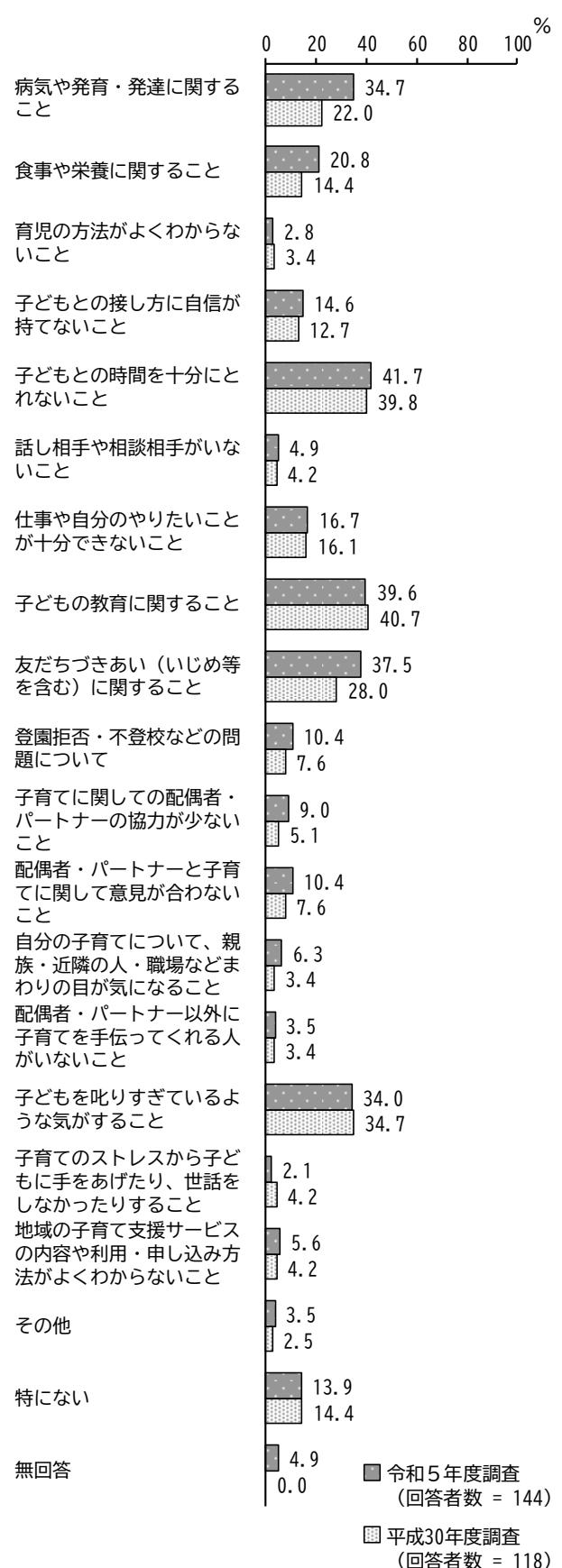
平成30年度調査と比較すると、「子どもとの接し方に自信が持てないこ」「話し相手や相談相手がいないこ」「仕事や自分のやりたいことが十分にできなこ」「子どもの教育に関するこ」「友達づきあい（いじめ等を含む）に関するこ」「登園拒否・不登校に関するこ」「配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこ」との割合が増加しています。



④ 小学生児童保護者の日ごろ悩んでいること、または気になっていること

「子どもとの時間を十分にとれないこと」の割合が41.7%と最も高く、次いで「子どもの教育に関するここと」の割合が39.6%、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関するここと」の割合が37.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関するここと」の割合が増加しています。



|| 3 第3期計画に向けた現状と課題

本計画を策定するにあたり、これまでの取り組みと、令和5年度に行ったアンケート調査の結果等に基づき課題を整理しました。

(1) 子育てや次代の親の育成についての課題

- 就学前児童の保護者アンケートでは、父親の育児休業取得率が増加していますが、母親よりもまだ低いことが示されています。育児休業が取得しやすく、子育てしやすい環境を整えるため、働き方に関する啓発活動を続ける必要があります。
- 就学前児童の保護者のアンケート調査では、64.6%の家庭で父母が共に子育てを担っていることがわかり、父親の育児参加意識の高まりが見られます。今後も男性の家事・子育て参加意識を改革し、職場環境と組織風土の見直しを進め、実効性の高い取り組みを進めることが必要です。

(2) 子どもの豊かな心と生きる力についての課題

- 就学前児童の保護者アンケートによると、87.3%が定期的な教育・保育を利用しており、その中で「認定こども園」の利用率は95.7%です。また、母親のパート・アルバイトの割合が増加しており、多様な保育ニーズに応える必要があります。特に土日・祝日の保育ニーズが高まっており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。
- 保育ニーズに対応するために、保育士や教諭の人材育成・確保、処遇改善、職員配置基準の改善が必要です。療育支援を必要とする子どもに対する専門員や地域資源の不足も課題です。例えば、すぎの子園は定員オーバーで十分な支援ができていません。今後、障がいのある子どもの支援体制を強化し、早期発見と療育の提供を充実させることが必要です。
- さらに、地域生活支援拠点や相談支援事業所との連携を強化し、地域における障害児支援体制やインクルージョンを推進することが重要です。医療的ケア児や聴覚障害児の支援には、地域での連携体制を強化することが求められます。
- 全ての子どもが質の高い学びを受けられるよう、関係者が連携し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を進めることができます。

(3) 安心して子育てのできるまちについての課題

- 就学前児童の保護者アンケートでは、「祖父母等の親族」の77.2%が、子育て相談の主な先となっていることがわかりました。次に「友人や知人」が64.6%、「保育士・幼稚園教諭」が40.5%と続きます。しかし「相談できる人や場所はない」の割合が増加しており、地域で孤立する保護者も増えていることが懸念されています。
- 今後は、子育て支援事業の情報提供を強化し、必要な保護者がサービスを利用しやすい環境を整備することが重要です。また、健康診査や相談の利用促進を図り、令和8年度に開設予定のこども家庭センターや認定こども園、子育てコミュニティーと連携して支援を続ける必要があります。保護者が気軽に利用できる相談先や適切な支援サービスの情報提供が求められます。
- 本町の子育て世代包括支援センターでは妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供し、親の育児不安を軽減しています。一時預かりの利用が低い理由として「利用料や手続きがわからない」が挙げられており、サービス内容の周知が必要です。
- 保護者アンケートでは、小学校低学年の子ども放課後の居場所として「自宅」で過ごさせたい保護者が77.3%と多く、習い事や放課後児童クラブの利用も増えています。特に放課後児童クラブのニーズが高まりつつあり、受け皿の確保が必要です。また、子ども基本法の理念に基づき、子どもたちが意見を表明し、社会活動に参画する機会の確保も重要です。
- 子どもの権利条約の認知度は低く、「自分の考えを自由に言えること」や「暴力や差別からの保護」が重要とされています。子ども・若者の権利の意識醸成と多様な人格・個性の尊重が求められており、家庭、学校、地域で自由に意見を表明する機会を確保することが必要です。

1 基本理念

本計画では、第1期・第2期計画で定めた「子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これから関ヶ原町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。

【 基本理念 】

子どもが健やかに育ち
安心して子育てができるまち

2 基本的な視点

本計画では、次の4つを基本的な視点として、子育て支援施策を通じた取り組みを行っていきます。

(1) 子どもや子育て当事者の視点を尊重する

子どもは、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、子どもを、多様な人格を持った個として尊重し、その権利は保障されます。

また、子どもが、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、自己肯定感や自己有用感、地域社会の一員としての主体性を高めることにつながるため、大人は、子どもの意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

声を上げにくい状況にある子どもに、特に留意しつつ、「子どもとともに」という姿勢で、子どもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

そのため、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(2) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、子どもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(3) 全ての子どもが幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は、子どもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全ての子どもが幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全ての子ども施策の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着の形成を保障するとともに、愛着を土台として、子どもの良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全ての子どもが、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組みます。

(4) 地域での支え合いの視点

本町は豊かな自然に恵まれ、かつ「関ヶ原古戦場」をはじめ様々な歴史や伝統を大切にしてきた町です。自然環境、地域人材等、様々な資源を有効に活用し、地域活動を通じつながり・支え合うことで、地域で子どもや子育てを見守ることができる仕組みづくりを推進します。

また、子どもが健やかに育つには、家庭はもとより地域、企業、行政等、社会全体の協力が欠かせません。「子どもは地域の宝」という考えのもと、それぞれが役割を分担し、連携と協力により子育てができる取り組みを進めます。

|| 3 基本目標・施策の方向性

基本理念を実現するために、基本的な視点を念頭に置きながら、次の4項目を基本目標として子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の居場所の充実を計画的に進めるとともに、地域と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、特別な支援が必要な子どもへの教育・保育の充実を図るとともに、すべての子どもの自主性や社会性の育成や教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

(1) 幼児期における教育・保育の充実

幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で非常に重要なものです。集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援をしていきます。

子どもたちの自立と協同の態度を育むことを目的とし、異年齢交流や子どもの自発的な活動としての遊びや、子ども同士が共通の目的を持ち、協力・工夫して遊ぶ「協同する経験」などを通じて、豊かな社会性を育むための取り組みを充実します。

加えて、保護者からのニーズを的確に把握し、子どもの多様化に柔軟に対応できる保育園体制を整えるため、今後建設を予定している認定こども園の施設整備の中で検討していきます。また、職員の資質向上のため、積極的に研修に参加する時間を設けるなど、取り組みを進めています。

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実

特別な支援が必要な子どもとその家庭に対して、地域の中で健やかに育つことができるよう、一人ひとりの障がいの状況に応じた、ライフステージを通じ一貫したきめ細かい支援体制の構築を図っていくとともに、支援が必要な子どもが地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、気軽に相談できるような相談体制の充実や、多様化する支援内容に対する相談への対応ができるように、関係機関と協議、連携を今後も強化しつつ、すべての子どもの進級・進学において切れ目のない支援が継続できるよう、関ヶ原町スマイルブックの活用を積極的に行うなど支援の充実を図ります。

(3) 小学校への滑らかな接続

本町では、健康増進センター、認定こども園、小学校との連携を密にしてきました。子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、就学前教育・保育施設及び小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続を目指した共通の見通しが持てるよう今後、開設予定のこども家庭センター、認定こども園、小学校との連携強化に努めていきます。



【子どものための睡眠時間～午睡の大切さ～】

午睡とは、保育園における睡眠時間を指し、体力を回復したり、脳を休ませたりするものであり、乳幼児期の発達過程や一日の活動において必要なことです。

しかし、睡眠の発達には個人差があるため、3歳以上児においては、保育時間によって午睡を必要とする子どもと必要としない子どもが混在する場合もあります。

そのため、どちらの子どもにとっても、午睡の時間に安心して眠ったり、活動したりできるように配慮する必要があります。午睡を必要とする子どもには、落ち着いた環境の下で眠ることができる場を確保します。同様に、午睡をしない子どもにとっても、伸び伸びと遊ぶことができる充実した環境や体制を整えておくことが求められます。

また、普段は午睡を必要としない子どもであっても、午前中の活動などで疲れが見られる場合や、体調が良くない場合には、子どもの状態に応じて、午睡をしたり静かに体を休めたりすることができるよう配慮しましょう。



出典：厚生労働省 保育所保育指針解説（平成30年2月）から抜粋して作成

基本目標2 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう

安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組みます。子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目がない支援が受けられることで、妊娠婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

また、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

(1) 相談支援、情報提供の充実

子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期からの切れ目ない支援の実施のため、妊娠期の状況確認を電話連絡、訪問により行うとともに、必要な情報提供、助言、保健指導を実施していきます。また、必要に応じて支援プランを作成し、支援が継続できるよう、関係機関と十分な連絡調整を図っていきます。

さらに、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体化したこども家庭センターを開設し、妊娠婦及び子どもとその家庭等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う拠点を整備し運営を行います。

(2) 母子保健サービスの充実

① 妊婦健康診査と産婦健康診査

妊娠が受ける健康診査（妊娠健康診査）に係る費用を一部助成することにより、妊娠の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。

また、産後2週間及び産後1ヶ月の産婦健診の費用助成を行うことにより、産婦の健康管理、産後うつなどの早期発見につなげます。

② 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付事業（妊娠のための支援給付・妊娠等包括相談支援事業）

母子健康手帳交付時、妊娠7から8ヶ月頃、乳児全戸家庭訪問の際に保健師と面談を行い、妊娠期から子育て期まで伴走しながら個々のニーズに即した支援を実施していきます。あわせて、経済的負担の軽減を図る支援を行います。

③ 1か月児健診

1か月児健診に係る費用助成を行うことにより、乳児の病気の早期発見や早期治療につなげます。また療育環境を評価し、養育者への育児に関する助言を行い、乳児の健康保持を図ります。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後2か月までの乳児がいる家庭に保健師等が訪問する事業です。訪問者は、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者からの育児に関する話を傾聴することで育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができる保護者のもとで赤ちゃんが健やかに成長できるように支援します。

継続して支援が必要な家庭には、関係機関と連携を図り支援していきます。

⑤ 産後ケア事業（訪問型）

産後の心身の不調又は育児支援を必要とする産後1年未満の母親を対象に、助産師が自宅を訪問し、授乳指導・乳房ケア・育児相談を実施します。

現在は、保健師が訪問に伺い利用が必要と認めた方となっていますが、今後は誰でも利用が可能になるよう対象の拡充を図っていきます。

⑥ 病児・病後児保育

病児・病後児保育については、保護者のニーズなどを把握し、利用施設の拡充を図るために、更に広域利用の締結を増やし柔軟なサービス提供の充実を図ります。

⑦ 乳幼児健診

乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診において、疾病の早期発見だけでなく、保護者が安心して子育てできるよう、子育て支援に重点をおいた内容の充実を目指します。

また、就学にむけてスムーズに支援がつながるよう、5歳児健診の実施の検討を行います。子育て期に親子が利用する子育てコミュニティーや認定こども園と定期的に情報交換の機会を設け、乳幼児とその家族の情報把握に努め、支援につなげます。

（3）配慮が必要な子どもへの支援

① 養育支援訪問事業

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も引き続き、関係機関と連携しながら事業の展開を進めていきます。

② 児童虐待防止対策の推進（子どもを守る地域ネットワーク）

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図ります。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待親への指導、家族関係修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。

要保護児童対策地域協議会等を活用して、密な連携・協力体制に努めるとともに、調整担当から、積極的に住民や関係機関に対して啓発・アピールを行います。

子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点を一体化したこども家庭センターを開設し、子どもを守る地域ネットワークの確立に努めていきます。

③ 子どもの権利擁護の推進

子どもが健やかに成長するためには、すべての子どもがひとりの人間として尊重されることが重要です。また、どんな背景があっても、子どもが自分らしく育つことができるよう、一人ひとりに合った支援を行うことが大切です。

特に、発達に支援が必要な子どもへの取り組みの支援として、関連機関の連携を強化し、子どもが地域の居場所において、健やかに育つことができるよう、支援体制を確立します。さらに、集団生活に困難さを抱えている子どもに対しては、学校と関連機関との連携を充実し、ケースに応じた支援を行います。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）では、児童の保護者が、出産や病気などの社会的事由で一時的に家庭において養育できない場合に児童福祉施設等で養育保護をします。

最近では育児疲れによる利用も増えており、関係機関と連携して支援するなど、よりきめ細かな対応が必要になってきています。

令和5年より4事業所と委託契約を締結し、保護者の育児疲れ、身体的・精神的負担の軽減を行えるようにしました。支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。

また、施設ではなく、より家庭に近い環境で養育することが求められており、自分の家族と暮らせない子どもたちが健やかに育つために里親制度を活用することができるよう町内にも里親を増やしていくよ啓発していきます。

⑤ 医療機関との連携

現在本町で実施しているすくすく応援事業等（すくすく巡回訪問、すくすく相談）を通じて、支援が必要な子どもが確実にサービス利用につながるよう関係機関と医療機関との連携を強化していきます。

⑥ 社会的養護体制の充実

社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に養育させることが適当でない子どもを、公的責任で社会的に養育・保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。

「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として、不適切な養育や虐待など「安心して自分をゆだねられる保護者がいない」子どもたちや、配偶者等による暴力（DV）などによって「適切な養育環境が保てない」親子などに対して、社会全体による家庭への養育支援の構築を検討していきます。

（4）子どもの居場所の確保

本町では、全ての子どもが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの遊び場等を確保するため、子どもの居場所として、利用しやすい公園の整備を図ります。

また、子どもの居場所とは、単に物理的な場所だけでなく、心地よく過ごせる心理的な空間も含みます。全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、多様な体験活動や外遊びの機会を確保していきます。



基本目標3 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう

仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

(1) 子育て意識の醸成

生命を尊び、相手を思いやる心は、様々な遊びや経験を通して育まれていくものです。次代の親となっていく子どもたちが、好ましい道徳性や生活態度を身につけ、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てることの大切さなどについての理解が深まるよう、学習の機会を提供していきます。

また、少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズへの対応、ワーク・ライフ・バランスの推進強化、複合的な困難を抱える男女への支援など新たな課題に対応しながら、男女共同参画社会の実現に向けた諸事業の実施を継続して推進するとともに、様々な啓発活動などを通じて、子育て意識の醸成に向けたより一層の取り組みを進めています。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、育児休業が取得しやすい職場環境、妊娠中や育児期間中の勤務軽減等、事業所における子育てへの支援が重要になります。育児・介護休業法等の関係法制度について事業主・労働者等への情報提供と普及啓発を積極的に進め、仕事と子育ての両立が図れる職場環境づくりのための取り組みを推進するとともに、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、町民に対する意識啓発を進めていきます。

基本目標4 安心して子育てのできるまちをきずこう

地域において子どもたちが健やかに成長していくける質の高いサービスが提供され、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めています。身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みなど、地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

また、安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象とした支援が必要です。相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実、ひとり親家庭への支援など、総合的な支援体制づくりを推進します。

(1) 子育て支援サービスの充実

① 時間外保育の実施

保護者の就労形態の多様化等に伴う時間外保育の需要に対応するため、開所時間を超えた時間外保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

今後は、保護者のニーズなどを把握し、現在の提供体制を維持しながら、時間外保育を推進していきます。

② 一時預かり事業

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育することが一時的に困難となる乳幼児を対象に、認定こども園において一時的に保育する一時預かり事業を平成29年度より限定的に実施しました。今後、保護者のニーズなどを把握しつつ、新設される認定こども園にも一時保育室を設け、さらに利用しやすくなるよう検討していきます。

③ 利用者支援

妊娠婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく支援を行います。令和8年度以降については、新たに開設されるこども家庭センターにて実施していく予定です。

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

④ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所等に預けられるようにする新たな通園給付制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、必要受入時間数や必要定員数等の検討を進め、受入体制の整備に努めています。

(2) 地域ぐるみの子育ち・子育て支援の促進

① 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

町内において引き続き放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施し、安定的な運営と児童への保育の質の向上に取り組み、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用する児童に対し、心身ともに健全育成を図るよう努めます。

また、施設の安全性確保に努めるとともに、保護者ニーズとの擦り合わせを行い、より利便的、合理的な運用を図ります。

② ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な子どもの預かりなどの援助活動を行う組織です。本町では未実施事業であるため、保護者のニーズなどを把握し、事業実施の有無の検討を進めています。

③ 地域子育て支援拠点事業（子育てコミュニティー）

子育てコミュニティーにおいて、親と子が気軽に集い、交流し、ともに学び、成長していくことができる場や機会を一層充実して、子育ての不安感等を緩和します。

また、関係機関などとの連携を図り、保護者のニーズなどを把握し、事業拡大の検討とともに、地域全体で子どもの成長・親の成長を支援していきます。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援について情報提供や相談体制の充実を図ります。今後も引き続き、ひとり親家庭の親と子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援について情報提供や相談体制の充実を図ります。

(4) 子育て家庭への経済的支援（子どもの貧困対策含む）

経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しく、子育てにかかる経済的負担も増大していると言えます。経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならぬよう、今後も引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者ならびに子どもの生活支援、保護者の就労支援等、経済的な困窮家庭に対する側面的な支援を充実します。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが、心身ともに健やかに成長し、また教育の機会が均等に補償され、夢や希望を持つことが出来るよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的・効果的に推進します。

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

① 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱え、家庭や学校に居場所がない要保護・要支援の中高生世代の子どもが安心して過ごせる環境を整備し、個別の状況に応じた支援体制の充実を目指します。

② 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者が、親子の関係や子どもとの関わり方等を学び、健全な親子関係の形成を図れるよう支援することを目指します。

③ 子育て世帯訪問支援事業

要保護児童・要支援児童のいる家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・育児等の援助を行うことを目指します。

(6) 安全・安心なまちづくり

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指すためには、子ども自らが危険回避できる力を養うことが必要であり、そのための防犯・防災教育や、警察、行政、認定こども園、学校、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

また、年4回の交通安全推進協議会の開催のほか、常時情報交換が可能な体制を整備し、子どもの安全対策の強化を推進します。

(7) 地域の人々の支え合いによる家庭支援の仕組みづくり

祖父母世代の持つ様々な子育ての知恵を、現役の子育て世代に伝えていくため、経験豊富な高齢者や子育ての先輩たちをはじめとする地域の人々が、子育て中の親子のサポート活動として活躍できる仕組みづくりを推進していきます。



【子どもの成長を支える多様な居場所】

こども家庭庁において、居場所がないことは孤独・孤立の問題と深く関係しており、子どもが生きていく上で居場所があることは不可欠であるため、全ての子どもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、子どもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していくよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する、とされています。

子どもが過ごす場所・時間・人との関係性全てが、子どもにとっての居場所になり得ます。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態があり、学校についても多くの子どもにとっての居場所として、そこでの時間が大切にされています。

なお、全国的には、「第三の居場所」と言われる、家でも学校でもない場所があり、安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む場所を確保していく事例があります。

本町では、今後、町内の子どもの成長を支える多様な居場所について周知・啓発していきます。

4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

子どもが健やかに育ち 安心して子育てができるまち

1 子どもの豊かな
心とたくましく
生きる力を育て
よう

(1) 幼児期における教育・保育の充実

(2) 特別な支援が必要な子どもに対する教育・
保育の充実

(3) 小学校への滑らかな接続

2 子どもが健やか
に生まれ育つま
ちをきずこう

(1) 相談支援、情報提供の充実

(2) 母子保健サービスの充実

(3) 配慮が必要な子どもへの支援

(4) 子どもの居場所の確保

3 子育てのすばらし
さを伝え、次代の
親を育てよう

(1) 子育て意識の醸成

(2) 仕事と子育ての両立の推進

4 安心して子育て
のできるまちを
きずこう

(1) 子育て支援サービスの充実

(2) 地域ぐるみの子育ち・子育て支援の促進

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

(4) 子育て家庭への経済的支援（子どもの貧困
対策含む）

(5) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及び
ヤングケアラーへの支援

(6) 安全・安心なまちづくり

(7) 地域の人々の支え合いによる家庭支援の
仕組みづくり

教育・保育等の量の見込みと確保方策、実施時期

※本章の数字を扱っている表の単位は「実人数」を基本としていますが、施設数や、延べ人数などの場合は、その都度記載しています。
令和6年度の数値については、一部見込み数値を含んでいます。

1 量の見込みと確保方策の考え方

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定することとされています。令和4年6月の児童福祉法等の一部を改正する法律及び令和6年6月の子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

〈主な改正内容〉

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

(2) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

※教育・保育提供区域は、施設を整備するまでの計画上の区域のことであり、町民のサービス利用可能区域を決めるものではありません。利用者の施設・事業選択は計画における提供区域の数により影響を受けることはありません。

本町においては、町民ニーズと各事業の供給上のバランスがとれ、特に区域を分割する必要がないことから、第1期計画、第2期計画ともに「教育・保育提供区域」及び「地域子ども・子育て支援事業提供区域」について、町内全域で一つと設定していました。

本計画においても、町域全体で需給のバランスを見ながら柔軟に対応することが現実的と考え、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域については町域全体を一つの提供区域としました。

(3) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、町内全域を1区域として必要量を見込むものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【量を見込む区分】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望している子ども（以下、3号（0歳）・3号（1・2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。

なお、本町における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月64時間を下限時間とします。

(4) 量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合もあります。

(5) 提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(6) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合もあります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

2 推計児童数

推計児童数は、住民基本台帳による行政地区別・年齢別人口（平成2～6年、各年4月1日現在）を使用し、推計を行いました。

推計の手法としては、本計画の人口推計が行政地区という狭い単位をベースとしており、推計期間も比較的短いことから、より正確な推計が可能と考えられる「コーホート変化率法」を採用しています。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	14	13	13	13	12
1歳	15	15	14	14	14
2歳	22	15	15	14	14
3歳	13	22	15	15	14
4歳	17	12	21	15	14
5歳	20	17	12	21	15
6歳	33	20	17	12	21
7歳	28	33	20	17	12
8歳	26	28	32	19	17
9歳	38	26	28	32	19
10歳	34	38	26	28	32
11歳	36	34	38	26	28
計	296	273	251	226	212

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた年度別の現状及び量の見込みと確保方策は以下の通りです。

【 現状 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5歳）	6	7	6	9	7
2号認定（3～5歳）	90	83	80	64	62
3号認定（0歳）	1	1	0	3	1
3号認定（1，2歳）	36	35	18	15	18

【 令和7年度 】

		令和7年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
児童数（推計）		50			14	14	23
量の見込み（A）		6	0	44	2	8	11
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	17	0	92	15	24	24
確認を受けない幼稚園		—	—	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	—	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		17	0	92	15	24	24
過不足（C） = （B） - （A）		11	0	48	13	16	13

【令和8年度】

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		51			13	15	15
量の見込み（A）		6	0	45	2	8	8
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	17	0	53	6	12	12
確認を受けない幼稚園		—	—	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	—	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		17	0	53	6	12	12
過不足（C） = （B） - （A）		11	0	8	4	4	4

【令和9年度】

		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		48			13	14	15
量の見込み（A）		5	0	43	2	7	8
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	17	0	53	6	12	12
確認を受けない幼稚園		—	—	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	—	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		17	0	53	6	12	12
過不足（C） = （B） - （A）		12	0	10	4	5	4

【令和10年度】

		令和10年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		51			13	14	14
量の見込み（A）		6	0	45	2	8	8
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	17	0	53	6	12	12
確認を受けない幼稚園		—	—	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	—	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		17	0	53	6	12	12
過不足（C） = (B) - (A)		11	0	8	4	4	4

【令和11年度】

		令和11年度					
		1号 認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		43			12	14	14
量の見込み（A）		5	0	38	2	8	8
確保量							
特定教育 ・保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	17	0	53	6	12	12
確認を受けない幼稚園		—	—	—	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所 など上記以外 の施設	—	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		17	0	53	6	12	12
過不足（C） = (B) - (A)		12	0	15	4	4	4

【参考】3号認定の保育利用率（0～2歳各年齢の利用定員数／各年齢の推計人口）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	107.1%	46.2%	46.2%	46.2%	50.0%
1～2歳	78.4%	26.7%	31.0%	32.1%	32.1%

【今後の方向性】

関ヶ原町の保育園は、幼児教育を希望される家庭のお子さんと、保護者が仕事などのため家庭で保育できないお子さんがともに生活する、教育・保育が一体となった「保育所型認定こども園」です。現在、町内には、東保育園と西保育園がありますが、令和8年度には、新たな園として統合し、開所します。就学前児童人口や保育需要の推移等を注視し、将来にわたり安定した事業運営が継続できるよう、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な対応を検討していきます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の維持・向上を図ります。

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

- ・今後も引き続き、保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けのできる認定こども園を推進していきます。また、幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続に取り組み、認定こども園・小学校との連携を強化します。
- ・生涯にわたる人間形成の基盤となる乳幼児期において、適切な保育や教育を受けることができるよう、今後、認定こども園において、一人ひとりの子どもの発達に必要な経験を見通した教育・保育の内容と環境の充実に努めます。

また、保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等の活用について検討していきます。

さらに、将来的に外国人幼児や両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児が見込まれる可能性があることを踏まえ、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・特定型・・・主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業
- ・母子保健型・・・主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業
- ・こども家庭センター型・・・妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成する事業

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置個所	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	—	—	—	—
こども家庭センター型	—	1	1	1	1
確保方策（B）	1	1	1	1	1
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1	—	—	—	—
こども家庭センター型	—	1	1	1	1
差引（B） - （A）	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策】

妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応しています。今後は、母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て世帯に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。

(2) 時間外保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

本町では、1か所の認定こども園で時間外保育事業を実施しています。現状は18時から19時までの利用が可能となっています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
月間人数	10	16	9	3	3

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	4	4	4	4	3
確保方策（B）	18	18	18	18	18
差引（B） - （A）	14	14	14	14	15

【今後の方向性】

就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して子どもを預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【現状】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数	1年生	10	10	18	8	9
	2年生	6	5	8	13	8
	3年生	10	3	2	6	13
	4年生	3	6	1	1	6
	5年生	0	0	5	0	1
	6年生	0	0	0	3	0
	総数	29	24	34	31	37
定員		60	60	60	60	60

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		26	22	18	15	16
1年生		10	6	5	4	6
2年生		6	7	5	4	3
3年生		4	4	4	3	3
4年生		4	2	2	2	2
5年生		1	2	1	1	1
6年生		1	1	1	1	1
確保方策（B）		50	50	50	50	50
差引（B） - （A）		24	28	32	35	34

【今後の方向性】

利用ニーズには、今後も現定員数で対応できるものと思われます。しかし、夏休みなどの学校休業日においては一時的に利用者が増加することから、放課後児童クラブの支援員等の充実、余裕教室等の更なる活用を図り対応していきます。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

【概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ショートステイ 年間延べ利用人数	－	－	－	0	0
トワイライトステイ 年間延べ利用人数	－	－	－	0	0

【量の見込みと確保方策】

① ショートステイ

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	－	－	－	－	－
差引（B）－（A）	－	－	－	－	－

② トワイライトステイ

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	－	－	－	－	－
差引（B）－（A）	－	－	－	－	－

【今後の方向性】

令和5年より4事業所と委託契約を締結し、保護者の育児疲れ、身体的・精神的負担の軽減を行えるようにしました。支援を必要としている家庭を利用につなげることで、育児が継続できるよう支援していきます。

また、施設ではなく、より家庭に近い環境で養育することが求められており、自分の家族と暮らせない子どもたちが健やかに育つために里親制度を活用することができるよう町内にも里親を増やしていくよう啓発していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

生後2か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者的心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ訪問件数	19	8	19	13	7

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	14	13	13	13	12
確保方策（B）	実施体制：保健師が生後2か月までの乳児に対して全戸訪問を実施している。里帰り先の自治体や、医療機関などと連携をとり、全家庭の状況の把握に努める。				

【今後の方向性】

少子化や核家族化により孤立したり、祖父母や近隣住民からの援助もない中で子育てをしていく保護者が、不安に陥らないよう安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために全戸訪問に努めていきます。また、相談支援については、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、事業内容を充実させていきます。

(6) 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等によって、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	1	3	3	1	2

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2	2	2	2	2
確保方策（B）	実施体制：養育上、必要な対象者には保健師による継続的な訪問を実施している。				

【今後の方向性】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、子育て支援ヘルパーの派遣やショートステイの提供等を検討し、養育者の育児に対する不安の軽減を図ります。また家庭訪問を行うことで児童虐待の未然防止につなげるなど引き続き支援を行います。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、1箇所の子育てコミュニティで実施しています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	442	270	497	420	304

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	574	484	473	461	450
確保方策（実施箇所数）	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

子育てコミュニティでの実施内容について、子育て支援アプリや広報等で周知・啓発し、利用しやすい運営に努めます。今後、開設予定のこども家庭センターや認定こども園等、関係機関との連携を図りながら、相談、情報の提供を実施していきます。

今後も引き続き、地域の身近なところで気軽に行ける場とともに、子育て相談や仲間づくりができる場として運営の質的向上を図っていきます。

(8) 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、平成29年度から認定こども園化以降は、各保育園において幼稚園型の一時預かり事業を実施しています。

また、未就園児を対象とした一般の一時預かりは、西保育園でのみ限定的に実施しています。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	0	0	1	0	0
その他定期的な利用	0	0	1	0	0

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	2	2	2	2	2
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	1	1	1	1	1
その他定期的な利用	1	1	1	1	1
確保方策（B）	30	30	30	30	30
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	—	—	—	—	—
その他定期的な利用	30	30	30	30	30
差引（B） - （A）	28	28	28	28	28

【今後の方向性】

一時預かり事業を必要としている保護者が利用しやすい制度になるよう利用条件の緩和を行い、利用範囲の拡充等必要な提供体制を検討していきます。

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、病児保育施設又は病児保育に対応した保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	—	—	—	0	0

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	7	6	6	6	6
確保方策（B）	6	6	6	6	6
差引（B） - （A）	-1	0	0	0	0

【今後の方向性】

病児病後児保育は令和5年4月より神戸町と広域利用の協定を締結し、事業を実施しています。また、令和6年より垂井町の博愛会病院に小児科が開設され、病児病後児保育所が開設されたことに伴い、垂井町と広域利用に関する協定を締結し、利用が可能となっております。

ニーズに適切に対応しつつ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、事業を実施します。

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的、臨時に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
育児支援総数	－	－	－	－	－

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保方策（B）	－	－	－	－	－
差引（B） - （A）	－	－	－	－	－

【今後の方向性】

本町では未実施事業であるため、保護者のニーズなどを把握し、事業実施の有無の検討を進めていきます。

(11) 妊婦健康診査事業

【概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【現状】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診対象者数	14	21	16	15	7

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
受診対象者数（推計）	14	13	13	13	12
量の見込み（検診回数）	196	182	182	182	168
確保体制	<ul style="list-style-type: none">・実施場所 県内及び県外医療機関・実施体制 妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には助成金を交付・検査項目 一般妊婦健診・子宮がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等・実施時期 妊娠期				

【今後の方向性】

核家族化や女性の社会進出の増加に伴い、子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していく、子育てに不安を感じる親も増え、育児支援の要望も増加しています。このため、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期からの切れ目ない支援の実施のため、母子健康手帳交付時やその後の妊娠中の経過について電話や訪問にて状況確認を行い、必要な情報提供、助言、保健指導を実施し、妊娠中からの健康管理と安全な出産を目指します。さらに必要に応じて支援プランを作成し、支援が継続できるように関係機関と連携を図ります。

(12) 産後ケア事業（訪問型）

【概要】

産後の心身の不調又は育児支援を必要とする産後1年未満の母親を対象に、助産師が自宅を訪問し、授乳指導・乳房ケア・育児相談を実施します。

【今後の方向性】

現在は、保健師が訪問に伺い利用が必要と認めた方となっていますが、今後は誰でも利用が可能になるよう対象の拡充を図っていきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【概要】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【今後の方向性】

妊娠時から妊産婦に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図っていきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【今後の方向性】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら国の手引きに基づき検討を進めます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【今後の方向性】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら国の手引きに基づき検討を進めます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【今後の方向性】

今後、他自治体の先進事例を参考にしながら国の手引きに基づき検討を進めます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規事業）

【概要】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などで子どもを保育所に預けられるようにする制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から本年夏頃以降示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。

【今後の方向性】

現在、各年齢1名を想定しています。今後、他自治体の先進事例を参考にしながら国の手引きに基づき検討を進めます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

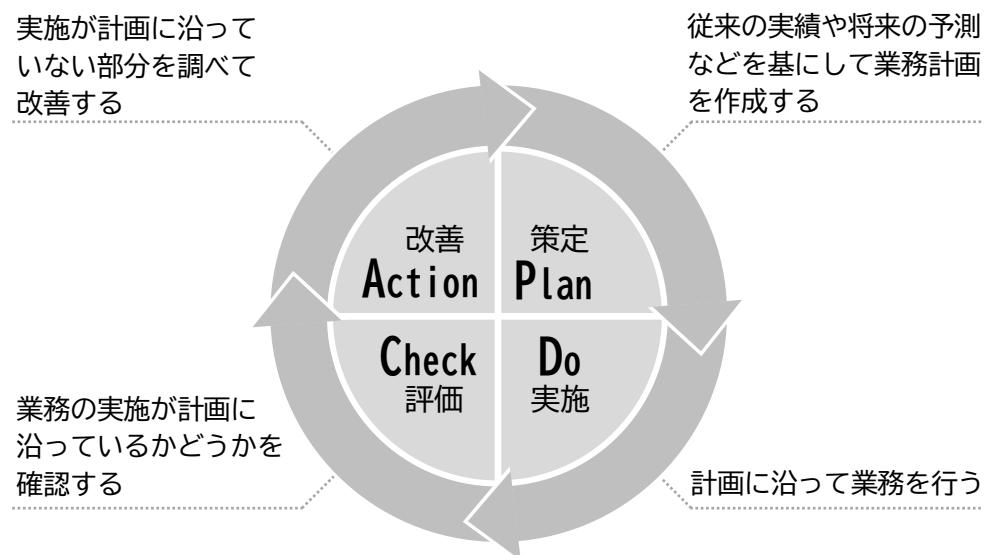
(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「関ヶ原子ども・子育て会議」にて、「P D C Aサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

P D C Aサイクルのイメージ



|| 2 計画の進捗状況の公表

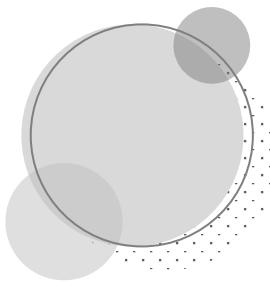
計画の進捗状況は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法で定められている事業について、年に1回ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、町民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報やホームページで周知します。

|| 3 町民・企業・関係機関との連携

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会、母子保健推進員等、関係団体との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、町民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、町と各種団体、地域住民との連携を図ります。町は子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

また、本計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。



資料編

|| 1 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、関ヶ原町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を各1人置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

略

2 関ヶ原町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年7月1日から令和8年6月30日まで

区分	氏名	所属等	備考
保護者 (西保)	清水 恵	保護者会連合会会長	
学識 経験者	川村 明美	民生・児童委員 主任児童委員	
	増田 英雄	校長会会长	
	古山 知恵美	母子保健推進員代表	
従事 する者	鷲見 由香里	保育園園長会代表	
	西村 智波	子育てコミュニティー職員	
関係 行政機関	徳永 英俊	教育委員会 教育課 課長	
	伊藤 典子	診療所 医療保健課	

区分	氏名	所属等
	西脇 康世	町長
事務局	西村 克郎	住民課 課長
	水野 将照	住民課 課長補佐
	難波 和美	住民課 児童福祉係長
	中川 慶則	住民課 児童福祉係

|| 3 策定経過

開催日	審議内容
令和6年 1月9日～ 1月26日	子育て支援に関するアンケート調査実施 ・就学前児童保護者 ・小学生保護者
9月6日	第1回関ヶ原町子ども・子育て会議 ・第3期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントの結果について ・第3期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画の素案について ・意見交換等
11月15日	第2回関ヶ原町子ども・子育て会議 ・関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画素案について
12月27日～ 令和7年 1月27日	第3期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画（案）に対してのパブリックコメントを実施
2月28日	第3回関ヶ原町子ども・子育て会議 ・第3期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントの結果について ・第2回子ども・子育て会議後の第3期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画素案修正箇所について ・町としての取り組み ・意見交換等

|| 4 用語解説（50 音順）

【あ行】

預かり保育

保護者の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力のこと。

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

医療的ケア

障がいや病気のために日常的に医療行為を必要とする人々に対するケア。具体的には、人工呼吸器の管理、吸引、経管栄養などの医療処置が含まれ、特に医療的支援が必要な子どもや高齢者に行われる。

インクルージョン

すべての人々が社会に参加し、差別や排除されることなく共存できる状態や取り組みを指す。障がいや性別、年齢、民族などの違いに関わらず、平等に扱われ、社会の一員として受け入れられることを目指す。

【か行】

介護保険事業計画

介護保険事業を円滑に進めていくための計画。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、1人の女性が一生に産む子どもの数を示すもの。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、1人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、設置されたもの。現に子育てをしている保護者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成されている。子ども・子育て会議は、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たしている。

子ども・子育て支援新制度

平成 27 年 4 月から開始した、就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指している。

子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、平成 24 年 8 月に成立した法律。

【さ行】

自己肯定感

自分の存在や行動を肯定的に評価する感覚のこと。「自分は価値のある存在だ」「自分はこれで良い」と感じられることが、精神的な安定や幸福感に繋がる。自己肯定感が低いと、自信喪失や精神的な問題に繋がることがある。

自己有用感

自分が周囲や社会に対して役立っている、必要とされているという感覚。例えば、地域・家族のために貢献している、社会の一員として有意義な活動をしていると感じることで得られる満足感。これが高いと、自己評価が向上し、モチベーションが高まる。

児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその児童（18 歳未満）に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行う行為。

小規模保育

0 歳～3 歳未満児を対象とした、定員 6 人～19 人の少人数保育のこと。

ショートステイ事業

保護者が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度のこと。

【た行】

トワイライトステイ事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度のこと。

男女共同参画

男女が平等に社会に参加し、役割や機会を公平に分かち合うことを目指す取り組みや考え方。性別に関わらず、同じ機会や権利が与えられることを推進する政策や活動が行われている。

男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現に向け、町の基本的考え方と課題解決のための施策を定めた計画。

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業で、次の13事業が規定されている。①利用者支援事業、②時間外保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪病児保育事業、⑫子育て援助活動支援事業、⑬妊婦健康診査事業。

地域福祉計画

地域における福祉サービスの適切な利用をはじめ、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進に関する指針となる計画。

【な行】

認定区分

・ 1号認定

満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どものこと。

・ 2号認定

満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。

・ 3号認定

満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。

認定こども園

保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設のこと。

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になつても病院に連れて行かないなど保護者として監護を著しく怠ること。

【は行】

パブリックコメント

Public Comment。意見公募手続き、意見提出制度のこと。自治体の計画案などを公表し、この案に対する住民からの意見を考慮して意思決定を行う手続きのこと。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

ヘルスプランせきがはら

健康増進法に基づき、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の一次予防に重点を置き、住民の生涯を通じた健康づくりを推進するための計画。

【や行】

ヤングケアラー

親や兄弟、祖父母など、家族の世話をを行っている18歳未満の子どものこと。家事や介護、精神的なサポートを行うことが含まれますが、これが過度になると学業や社会生活に悪影響を及ぼすことがある。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待や育児放棄などから子どもを守るために、地域の関係機関が連携して対策を講じるための協議会。地域の警察、学校、福祉機関などが協力し、子どもの安全と福祉を確保する。

【ら行】

ライフステージ

人生を段階ごとに区分する概念で、個人の成長や発展を反映する。幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、老年期など、各ステージごとに直面する課題や役割が異なり、それぞれの段階で異なる支援や教育が必要とされる。

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を充分に發揮できるよう援助すること。

利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うこと。

<基本型>：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援すること。

<特定型>：待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援すること。

<母子保健型>：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て気にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築すること。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

【A B C】

D V（ディー・ブイ）

Domestic Violence の略。ドメスティック・バイオレンス。親密な関係にあるパートナーからの身体的、精神的、性的、経済的な暴力のこと。

P D C A サイクル

施策や事業についてのP (Plan : 計画)・D (Do : 実施)・C (Check : 点検・評価)・A (Action : 改善に向けた行動) のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。

第3期関ヶ原町子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月

発行 関ヶ原町
編集 関ヶ原町住民課
〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 894-58
TEL : 0584-43-1113
FAX : 0584-43-2120

